平成17年第6回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成17年9月6日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

- 21番 山本はるひ議員
 - 1. まちづくりへの市民参加について
 - (1) 市政懇談会について
 - (2) 那須塩原市民意見募集 (パブリックコメント) について
 - (3) 市民アンケートについて
 - (4) コミュニティーについて
 - 2. 市の組織について
 - (1)総合支所方式の見直しについて
 - (2) 西那須野支所について
 - 3. 市営住宅について
 - (1) 市営住宅の管理について
 - (2) 今後の市営住宅の政策について
- 12番 早乙女順子議員
 - 1. 保育園運営について
 - (1) 保育園給食について
 - (2) 保育サービスの質の向上について
 - 2. 学校給食調理場の方式について
 - (1) 塩原地区の学校給食調理場における自校方式の存続について
 - 3. 介護保険改正について
 - (1) 新予防給付、地域包括支援センターについて
 - 4. 那須塩原市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画と那須地区広域行政事務組合第2期ごみ処理施設 整備計画の関係について
 - (1) 一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画について
 - (2) 那須地区広域行政事務組合第2期ごみ処理施設整備計画について
 - (3) 最終処分場について
 - 5. (仮称) 塩原堆肥センターについて
 - (1) 堆肥センターの事業について
 - (2) 施設管理運営にかかるコストについて

- 6. 広報による市民への情報提供について
- (1) 公平・迅速な情報提供について
- 31番 松原 勇議員
 - 1. 新庁舎建設基金条例の制定について
 - 2. 高齢者の公共施設使用料の免除を
- 3 番 眞壁俊郎議員
 - 1. 県道大田原高林線沿線の土地利用構想について
 - 2. 東那須産業団地の活用について
 - 3. 職員の勤務条件について
- 8 番 東泉富士夫議員
 - 1. 井口交差点の安全対策について
 - 2. 八汐橋の欄干の高さは基準に適しているのか
 - 3. 公共施設のアスベスト実態把握と対策について

出席議員(32名)

| | 1番 | 岡 | 本 | 真 | 芳 | 君 | 2番 | 岡 | 部 | 瑞 | 穂 | 君 |
|---|----|---|---|----|---|---|-----|-----|---|----|---|---|
| | 3番 | 眞 | 壁 | 俊 | 郎 | 君 | 4番 | 阳 | 部 | 寿 | _ | 君 |
| | 5番 | 髙 | 久 | 好 | _ | 君 | 6番 | 鈴 | 木 | | 紀 | 君 |
| | 7番 | 磯 | 飛 | | 清 | 君 | 8番 | 東 | 泉 | 富士 | 夫 | 君 |
| | 9番 | 髙 | 久 | 武 | 男 | 君 | 10番 | 平 | Щ | 啓 | 子 | 君 |
| 1 | 1番 | 木 | 下 | 幸 | 英 | 君 | 12番 | 早 乙 | 女 | 順 | 子 | 君 |
| 1 | 3番 | 渡 | 邉 | | 穰 | 君 | 14番 | 玉 | 野 | | 宏 | 君 |
| 1 | 5番 | 石 | Ш | 英 | 男 | 君 | 16番 | 吉 | 成 | 伸 | _ | 君 |
| 1 | 7番 | 中 | 村 | 芳 | 隆 | 君 | 18番 | 君 | 島 | _ | 郎 | 君 |
| 1 | 9番 | 関 | 谷 | 暢 | 之 | 君 | 20番 | 水 | 戸 | | 滋 | 君 |
| 2 | 1番 | 山 | 本 | はる | ひ | 君 | 22番 | 相 | 馬 | | 司 | 君 |
| 2 | 3番 | 若 | 松 | 東 | 征 | 君 | 24番 | 植 | 木 | 弘 | 行 | 君 |
| 2 | 5番 | 相 | 馬 | 義 | _ | 君 | 26番 | 菊 | 地 | 弘 | 明 | 君 |
| 2 | 7番 | 平 | Ш | | 英 | 君 | 28番 | 人 | 見 | 菊 | _ | 君 |
| 2 | 9番 | 齌 | 藤 | 寿 | _ | 君 | 30番 | 金 | 子 | 哲 | 也 | 君 |
| 3 | 1番 | 松 | 原 | | 勇 | 君 | 32番 | 室 | 井 | 俊 | 吾 | 君 |

欠席議員 (なし)

説明のために出席した者の職氏名

| 市 | 長 | 栗 | Ш | | 仁 | 君 | 助 | 役 | 坪 | Щ | 和 | 郎 | 君 |
|------------|-----------|-----|---|---|---|---|------------|---------|---|---|---|---|---|
| 収 入 | 役 | 折 | 井 | 正 | 幸 | 君 | 教 育 | 長 | 渡 | 辺 | 民 | 彦 | 君 |
| 企 画 部 | 長 | 松 | 下 | | 昇 | 君 | 企画情報認 | 果長 | 高 | 藤 | 昭 | 夫 | 君 |
| 総務部 | 長 | 君 | 島 | | 寛 | 君 | 総務課 | 長 | 平 | 山 | 照 | 夫 | 君 |
| 財 政 課 | 長 | 松 | 本 | 睦 | 男 | 君 | 生活環境部 | 『長 | 相 | 馬 | | 力 | 君 |
| 生活環境訓 班 | 問整 長 | 高 | 塩 | 富 | 男 | 君 | 市民福祉部 | 羽長 | 田 | 辺 | | 茂 | 君 |
| 福祉事務所 | 斤長 | 大 田 | 原 | | 稔 | 君 | 市民福祉訓 班 | 問整 長 | 向 | 井 | | 明 | 君 |
| 産業観光部 | 『長 | 田 | 代 | | 仁 | 君 | 産業観光訓 班 | 問整 長 | 臼 | 井 | 好 | 明 | 君 |
| 建設部 | 長 | 君 | 島 | 富 | 夫 | 君 | 建設調整球 | 任長 | 益 | 子 | 和 | 則 | 君 |
| 水 道 部 | 長 | 君 | 島 | 良 | _ | 君 | 水道課長(| 黒) | 金 | 沢 | 郁 | 夫 | 君 |
| 教 育 部 | 長 | 千 本 | 木 | 武 | 則 | 君 | 教育総務訓 | 果長 | 田 | 代 | 哲 | 夫 | 君 |

| 選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事 務 局 長 | 織 | 田 | 哲 | 徳 | 君 | 農業委員会事務局長 | 八 | 木 | 源 | _ | 君 |
|---------------------------------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|
| 西 那 須 野支 所 長 | 田 | П | | 勇 | 君 | 塩原支所長 | 櫻 | 岡 | 定 | 男 | 君 |
| 本会議に出席した事務局職員 | | | | | | | | | | | |
| 議会事務局長 | 渡 | 部 | 義 | 美 | | 議事課長 | 石 | 井 | | 博 | |
| 議事調査係長 | 斉 | 藤 | 兼 | 次 | | 議事調査係 | 渡 | 邉 | 静 | 雄 | |
| 議事調査係 | 福 | 田 | 博 | 昭 | | 議事調査係 | 高 | 塩 | 浩 | 幸 | |

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(高久武男君) おはようございます。 散会前に引き続き本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長(高久武男君) 本日の議事日程はお手元に 配付のとおりであります。



◎市政一般質問

○議長(高久武男君) 日程第1、市政一般質問を 行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。



◇ 山 本 はるひ 君

O議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。

[21番 山本はるひ君登壇]

○21番(山本はるひ君) 皆様おはようございます。

昨日の会派代表質問に続いて、きょうから一般 質問に入ります。

12人の通告者のトップになりますが、昨日の質問との関連項目もありますので、執行部の皆様におかれましては、昨日答えましたということで終わらないようなご答弁をいただければと思いながら、3つの項目についてお尋ねいたします。

那須塩原市になって既に9か月がたっておりま

す。合併に伴うさまざまなすり合わせの中で、将 来に向けてどのような町を目指すかということは、 イメージだけでは絵にかいたもち、そこに具体的 な事柄を政策として表すことで、住みやすい町が 出来ていくものと思われます。そのときに、行政 サイドだけでなく、この町に暮らしている私たち の声を聞くことが重要なことになります。

そこでまず、まちづくりへの市民参加について 質問いたします。

このたび、7月から8月にかけて、市内15か所において市政懇談会が開かれましたので、そのことについて4点お尋ねいたします。

1つは、その15か所での市政懇談会では、どのような発言があったかということです。

続いて、そこで出てきた意見、提言、要望について、これから作成される市の総合計画にどのように反映させるのでしょうか。

3つ目は、その懇談会で提案という形で示された「車座談議と職員地域担当制」とは、どのようなものなのか。

最後に、今後このような公民館単位の市政懇談 会を開く予定があるのかどうか、お答えいただき たいと思います。

続いて、那須塩原市市民意見募集、いわゆるパ ブリックコメントについてお伺いいたします。

7月に始まったばかりの制度ですが、提出された意見はどのように扱われるのか。

2つ目は、このたび募集をしていた一般廃棄物、 いわゆるごみ処理計画に対してのパブリックコメ ントでは、具体的にどのような意見が寄せられま したか。

さらに、パブリックコメント手続に関する要綱によれば、提出された意見に対して、市の考え方を公表することになっていますが、それはどのような方法で行うのか、お聞かせいただきたいと思

います。

続いて、市民アンケートについてお尋ねいたします。

市の総合計画を創るに当たって、このたび1万 人に対してアンケートを行ったようですが、どの ような方法でどこが行ったのか、またそれにかか る費用についてお伺いいたします。

また、そのアンケートの分析は、どのようにして行うのか。それによって、市民から寄せられた意見や提案は、計画に反映されるのか、そのことについてお尋ねいたします。

最後に、コミュニティについての質問です。

初めに、現在那須塩原市にあるコミュニティの 現状をお聞かせください。

次に、今後まちづくりをしていく上で、コミュニティとどのような方法で連携していくのかについてお伺いいたします。

大きな2番目の質問は、那須塩原市の組織についてです。

これは、6月の議会に続いての質問になりますが、総合支所方式の見直しについてです。

組織の見直しについては、前回の議会の後に、 各部に対して意見を求めたとのことですが、その 中で、具体的にどのような意見が出ていたのか伺 います。

また、総合支所方式では、サービスの低下を招かないために、職員を減らすわけにはいかないというようですが、今後の見通しはどうなのでしょうか。

さらに、今の総合支所方式で問題が出てきている部分について、今後どのように解決していくのか、お答えいただきたいと思います。

2つ目は、西那須野支所についての質問です。

今までの西那須野町役場、現在はそこが西那須 野支所になっているのですが、合併により総務関 係や議会がなくなり使わないでいる、空いたまま になっている部分が多いと思われますが、今後ど のように活用していく予定なのかお伺いいたしま す。

また、その空いている部分の活用について、ボランティアなどの市民活動や各種団体の事務所として提供するようなことを考えていらっしゃるのかどうか、そのお考えをお聞かせください。

大きな3番目の質問になります。それは、市営 住宅についてです。

市営住宅の管理についての質問ですが、まず最初に、市営住宅の利用状況は現在どのようになっていますか。

次に、かなり前に建てられたと思われる住宅に おいては、模様替えや増築をしているようなこと があるように見受けられますが、そのことに対し てどのように対応しているのかお伺いいたします。

また、市営住宅内の道路に車がいっぱいで、緊急車両やごみ収集車が入れないということも起きていると聞きますが、駐車場はどのように管理しているのでしょうか。

最後に、今後の市営住宅の政策についてお伺い いたします。

市営住宅の維持管理にかかる費用と家賃につい ては、どのようになっているのでしょうか。

また、古くて空きの目立つ住宅については、今 後どのように対応していくつもりなのでしょうか。 さらに、市営住宅は、これから先も必要だと考 えているのかどうかお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。 ありがとうございました。

○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君の質問 に対し答弁を求めます。

市長。

[市長 栗川 仁君登壇]

〇市長(栗川 仁君) 皆さん、おはようございます。

昨日より、さらに体調のほうが、ちょっとおか しいような状況で、お聞き苦しい点はご了解を願 いたいというふうに思っております。

21番、山本はるひ議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、まちづくりの市民参加についてということでございますけれども、まず市政懇談会での発言の内容について申し上げます。

7、8月に市内15か所で開催いたしました市政 懇談会には、延べ562人の市民の参加があり、247 件の意見、提言等をいただきました。

発言の内容について、所管別に申し上げますと、 総務部関係が53件、建設部関係が46件、企画部関係が39件、教育委員会関係が36件、生活環境部関係が34件、市民福祉部関係が23件、産業観光部関係が13件、水道部関係が2件、選挙管理委員会が1件でございました。また、所管ごとに発言の多かったもののほか、総務課関係が自治会や行政連絡に関すること、建設部関係が道路の改良等に関すること、企画部関係が車座談議に関すること、教育委員会関係が学校の校舎、体育館の建て替えに関すること、生活環境部関係がごみ処理に関すること、市民福祉部関係が保育園に関すること、このような結果から、市政全般にわたって、市民の皆さんからの意見、提言をいただいたと思っております。

次に、これらの意見、提言をどう総合計画に反映させていくのかということでのご質問でございますが、これから策定いたします総合計画には、広く市民の皆さんの意見を反映させていきたいと考えております。

このため、7月に行った市民1万人を対象としたアンケート調査のほか、住民説明会、各種団体

との意見交換会などを予定しておりますが、今回 の市政懇談会も、もちろんその中の重要なもので あります。

したがいまして、いただきました意見、提言等につきましては、今後庁内で分析、検討を加え、 必要があるものについては策定委員会の意見など を聞きながら計画に反映させてまいりたいと考え ております。

次に、市民に提案いたしました車座談議と地域 職員担当制につきましてはとのご質問でございま すが、これにつきましては昨日会派代表で、水戸 滋議員に答弁いたしておりますので、ご承知おき 願います。

次に、今後このような市政懇談会を開催する予定があるのかというご質問でございますけれども、今年度の開催は予定しておりません。18年度においては、市民を対象として市政懇談会を開催していきたいと考えております。

このほかにつきましては、企画部長、生活環境 部長、教育部長、建設部長より答弁をいたさせま す。

- O議長(高久武男君) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 私のほうからは、大きな1番の(2)のパブリックコメント以下、(3)、(4)、それから大きな項目であります市の組織について、順次お答えをさせていただきます。

まず、大きな1番の2番の那須塩原市民意見募 集、いわゆるパブリックコメントについてお答え をいたします。

那須塩原市民意見募集手続に関する要綱は、市 の政策形成過程における公正の確保と透明性の向 上を図り、市民参画による開かれた市政を推進す るため、7月1日に施行したところでございます。 提出されました意見は、どのように扱われるか についてのお尋ねですけれども、実施機関は、市 民等から提出された意見を十分考慮して、計画等 の策定をしていくこととなります。また、意見に 対する実施機関の考え方を付して、広報なすしお ばら、市のホームページ、各支所の所管課窓口な どで公表をしていくことになります。以上が、パ ブリックコメントの総論的なお話になります。

それから、次の(3)番にありました市民アンケートについてお答えをさせていただきます。

総合計画に関するアンケートは、18歳以上の市 民の中から無作為に抽出した1万人に対し、郵送 により実施をいたしました。

実施主体はもちろん市でありますが、調査票の 印刷やデータの入力などの一部業務につきまして は専門業者に委託し、その費用は90万1,845円と なっております。

次に、アンケートの分析方法につきましては、 設問ごとの単純集計に加え、年齢別や地域別のい わゆるクロス集計を行い、多角的な分析を現在行 っております。

また、市民の皆様のご意見やご提言は、内容を 整理した上で総合計画策定審議会に諮り、計画に 反映してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティのうちの②になります。今 後のまちづくりとコミュニティとの連携について お答えをさせていただきます。

まちづくりを進めるに当たって、市民や企業との協働は欠くことのできないものであり、こうした観点から、地域コミュニティとの連携は重要であると認識をしております。

しかしながら、コミュニティ活動は、地域住民 の自主的な参加により、自らが創意工夫を凝らし、 地域のまちづくりを進めていくものでありますの で、連携に当たっては、その自主性が十分尊重さ れるものでなければなりません。 今後も公民館などを活用しながら連携を深め、 地域の主体的な活動がさらに促進されますよう、 適切な支援を続けていくとともに、相互の協力体 制を構築してまいりたいと考えております。

次に、大きな2番の市の組織についてでござい ますが、まず組織の見直しに関するご質問にお答 えをさせていただきます。

現行組織に関し、ご質問にもありましたが、7 月末から8月にかけて、当方の企画部と各部との 意見交換を行いました。現在、各課となりますか、 並列であることから生じている弊害の是正、調整 班のあり方などが各部の共通の意見として出され てきております。

現在、企画情報課で業務の流れの効率化を主眼に意見を集約し、市民サービスの低下を招かない総合支所という組織立ての中で、どこまでの改編、改善が可能か、検討を加えている段階であります。 今後、一定の方向性を見出した中で、再度意見の調整を行いながら、見直し案をまとめていく予定にしているところでございます。

なお、総合支所方式そのものの見直しという点につきましては、職員、そして経費の削減が合併の大きなメリットということからすれば、早い時期に市民の理解を得て、抜本的に見直す必要があるものと考えているところであります。

次に、西那須野支所3階部分の空きスペースの 件ですが、お話にありましたように、いろいろな 活用方法があると思います。

ただ、私どもといたしましては、先の3月議会の答弁でも申し上げましたが、このスペースにつきましては、組織機構の見直し等を進める中で、総合的に検討してまいりたいと考えており、これがまだ流動的でありますので、もう少し時間をかけて方針を出していきたいと思っているところであります。

私の部分は以上であります。

- 〇議長(高久武男君) 次に、生活環境部長。
- **〇生活環境部長(相馬 力君)** まちづくり市民参加についての、いわゆるごみ処理計画に対する具体的な意見がというようなところでの答弁をしたいと思います。

具体的にどのような意見が寄せられたかとの質問でありますが、まずごみの分別の関係では、現在やっている分別、あるいは20から30種の分別、少ないほうがいいなどの意見のほか、可燃ごみという分類をやめて、資源化ができるかできないかでの分類にすべきなどの意見がありました。

また、ごみ袋の関係につきましては、指定袋に 関しての賛否、記名に関する賛否について、それ ぞれ具体的な例を挙げての提言や、資源ごみはコ ンテナやネットを使用してはどうかなどの意見が ありました。

ごみの減量化に関するものでは、徹底した資源 化を求めるものや、資源化できていないごみも資 源化の方法を模索すべきなど、中間処理に関する ものにつきましては、ダイオキシンのない無公害 施設の検討を期待するや、焼却施設、溶融炉、収 集運搬車についての具体的なイラストつき意見の ほか、溶解スラグの利用は期待すべきではないな どの意見がありました。

さらに、ごみの有料化関係につきましては、家 庭系のごみは有料化すべきではないとか、不法投 棄の解決方策を考えてから有料化すべき、それか らふえ続けるペットボトルを有料化すべきなどの 意見がありました。

そのほかでは一般廃棄物、いわゆるごみ処理基本計画の表現に関する意見、あるいは目標数値に関する指摘や製造者責任の観点からの、企業による廃棄物処理を国に求めるべきなどの意見、それから今回の計画とは直接関係のない意見もござい

ました。

今回、那須塩原市市民意見募集要綱ができて、 初めてのパブリックコメントでありますが、広範 な貴重な意見をたくさんいただけたものと考えて おります。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) それでは、コミュニティの現状についてお答えをいたします。

黒磯地区では3地域に設置され、祭り、敬老会、 運動会、花いっぱい運動、広報活動等の活動を実施しています。西那須野地区では6地域に設置され、やはり、祭り、盆踊り、運動会、どんど焼き等の事業や高齢者部会、女性部会、文化部会、体育部会等の活動、広報活動等を実施しています。 この地域は、おおむね市の公民館単位となっております。塩原地区には3地域に設置され、地域と密着した祭り、グラウンドゴルフ大会等の活動を実施しています。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 建設部長。
- **○建設部長(君島富夫君)** それでは、3番の市営 住宅についてお答えを申し上げます。

まず、市営住宅の管理についてでございますけれども、まず利用状況につきましては、黒磯地区8団地、754戸、西那須野地区5団地、117戸、塩原地区10団地、97戸、全体では23団地、968戸を管理しており、入居率は約83%となっております。次に、入居者の都合により行う模様替えなどについてでございますけれども、条例の規定に基づく許可を得た入居者負担で工事を行っております。また、駐車場の管理につきましては、駐車場に関する事務取扱要綱により管理をしており、利用者については1世帯1台について許可をしております。

次に、今後の市営住宅の政策についてお答えを 申し上げます。

前年度は、市営住宅使用料として1億6,518万5,000円の歳入がありました。充当先は維持管理費に3,259万8,000円、人件費に1,803万2,000円、建設建物の起債償還金に1億1,455万5,000円を充当してございます。

次に、耐用年数が経過して老朽化した住宅につきましては改造や修繕費用がかさむことから、今後、入居者が退去するのを待って順次取り壊してまいりたいと考えております。今後は、人口動態や民間賃貸住宅の動向も勘案しながら、施設の整備や敷地の有効活用を図るとともに、住宅に困窮する低所得者の需要にこたえる、ある程度の市営住宅が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **○21番(山本はるひ君)** それでは、再質問を行います。

まず最初に、まちづくりへの市民参加ということで、市政懇談会について再質問をいたします。

昨日の会派代表の質問の中で、これについてかなり意見がございましたが、まず最初に562人の参加で247件の意見、提言、要望などが出たということですが、市長に伺いますが、これにつきましては、人数とか意見の出たものについてのご感想はいかがですか。

- ○議長(高久武男君) 答弁を求めます。 市長。
- ○市長(栗川 仁君) 参加人員につきましては、 15か所で行ったわけでございますけれども、562 人。多いか少ないかということは別にいたしまして、市民の意見として、そういう方々が参加をしていただき247件の意見が出たということは、私は大変有意義な市政懇談会であったというふうに

思っております。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 私も半分ぐらいの市政 懇談会に出席いたしたわけですが、そこで出た意 見は、それぞれ大変意味のあるものだったように 感じます。それについて、きちんとした形で、や はり市政のほうに反映させていただきたいという ふうに感じておりました。

それで、それに関して、車座談議と地域担当制について、そのことに関して関係しているのでお伺いいたしますが、市政懇談会の中で、市長からの提案という形で、車座談議と職員地域担当制の説明がございました。

これについてのきょうのお答えでは、昨日全部 水戸議員に答えたということでお答えはいただけ ませんでしたので、改めてそのことについて確認 をしながら再質問したいと思います。

まず、昨日のお答えを聞いておりまして感じたことですが、車座談議というものを、組織を立ち上げて、そこで代表を決めて行っていくというように聞こえたのですが、その辺について、1つは、地域で今あるコミュニティとの関係、それから公民館という組織、15公民館あって、そこに地域の住民がいて、さまざまな行事をしている、そういうところとの関係。それから、先ほど少し触れたと思うんですが、行政区長とか庁内とか、あるいは自治の組織との関係。それと、そういう組織と車座談議という、またその職員地域担当制も一緒なんですが、そういうことに対して新しく組織をつくる、あるいはつくらなければならないというようなお答えだったと思うんですが、その点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

〇議長(**高久武男君**) 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長(松下 昇君) この点につきましても、

昨日もかなり突っ込んだご質問もありましたので 答えておりますけれども、再度かいつまんでお答 えさせていただきますが、既存のコミュニティー 組織等につきましては、いろいろな分野が網羅さ れて運営しておりますので、改めてまた大きな人 を加えてやっていくというような想定には、確か にならないかと思いますが、自治会あたりはかな り数がありますので、公民館単位となれば数地区 の自治会、区長会と言ったり自治会長さんと言っ たりしていると思うんですけれども、それらの組 織を統合した形で、コミュニティー組織、または それにほとんど準ずるような組織がない地域は、 改めてある程度つくっていかないと、地域の課題 をいろいろ総合的に話し合って、まとめていった り、また優先順位をつけていったり、またその中 で市民がやるもの、行政がやるもの、協働してや るものというような判別をしていくような作業は、 1回1回来る人が違っては、なかなか継続してお 話になっていかないのではないかということで組 織と言っているものでありまして、別に屋上屋を 重ねるというような発想ではなくて、今ある組織 のほうも活用しながら、よりよいものをというこ とで、地区によっては、ですからケース・バイ・ ケースでいくものと考えております。

以上です。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 昨日来、車座談議のイメージを、できるだけ具体的にイメージをしようと考えてはいるんですが、聞けば聞くほどよくわからなくなるところがございまして、昨日の一番最後の市長の答弁の中で、この車座談議の組織については、コミュニティーと同じとは考えていないというお答えをいただいたと思うんですが、その辺のところを、企画部長のお話ですと、コミュニティーのあるところはその組織を使っていきた

いというようなところで、ないところは改めて選んで、そこで住民の代表が座長になって、それを地域の組織としていろいろな意見を出してもらって、いいまちづくりをしていくというような形、感じだったんですが、いまひとつその15の公民館との兼ね合いとか、そのコミュニティーと公民館が一致していないところもあるわけですし、その辺どのように考えていらっしゃるのか、改めてお尋ねいたします。

- 〇議長(髙久武男君) 市長。
- ○市長(栗川 仁君) それでは、昨日の答弁についてでございますけれども、代表質問の中で答弁いたしましたコミュニティーとのかかわりと申しますか、それについての答弁でございましたけれども、この車座談議をコミュニティーとする考えはあるのかという質問でございましたので、車座談議は車座談議でございます。コミュニティーをつくる目的で、この車座談議をやっているのではないというように発言をしたところでございます。以上です。
- O議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) わかりました。

そうしますと、地域に組織を、その車座談議というのは、その組織としてとらえるということは間違いないんだと思うんですけれども、組織としてとらえるのであれば、では、現在ある行政区との関係はどうなるのか。その組織が最後にどういう形で組織化されていくのかというようなきちっとした見通しがないと、これは混乱するばかりだと思うんですが、その辺、見通しはまだやってみないとわからないというような部長のお話だったと思うんですが、改めていかがなものでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- **○企画部長(松下 昇君)** お答えをいたします。 車座談議という概念は、地域自治的なものを動

かしていくと、すべてにわたってですね。今現在 コミュニティーでなさっていますいろいろな行事 関係をも含めて、すべてを車座談議という方向に 持っていくとかいうことではありませんので、例 えば市政懇談会で、対面して一方的に要望して、 それを答えるというようなのではなくて、その提 案する内容についても、またご要望する内容についても、市民の方から、それを一緒になって市職 員が拝聴して考えていきたいと。市とそういう考 える中で、もちろん物によっては運動体として起 こしていくものも当然出てくると思うんですけれ ども、行政区を色を変えて車座談議にしてしまう とかいうことではありませんから、現在ある行政 区なりコミュニティーというのは、ずっと存続し ていくものだと思います。

ただ車座談議は、ある程度にまとめないと、細 かにつくってもなかなか地域特性といっても出ま せんので、一応15の公民館区域に分けさせていた だいたということで、その中で確かに股割き状態 になっているところもあろうかとは思うんですけ れども、それも一方的に行政が、ここからこうで といって線引きするのではなくて、どういうとこ ろが困っているということになれば、そういうと ころを直しながらやっていくということで、すべ てが今までの行政は、一応構想をつくって、これ でぜひお願いしますというようなやり方をしてき ましたけれども、この車座談議を、その地域で股 割け状態になって困っているんだと、ではそれを どうしたら直るんだというような話もしながら、 組織を運営していくというのが一番いいのではな いかと。

今、それぞれ15地区というふうに一応分けさせてはいただいたわけですけれども、これは今の公民館そっくりではなくて、コミュニティーのほうに少し合わせてシフトしてくれとなれば、それは

そのような形で関連するところと少し話さなければならないかもしれませんけれども、できれば公民館地区でやったほうが、活動の基地といいますか、そういうところもある程度しっかりしていますし、まあまあそういうふうに思っていますけれども、これはあくまでも押しつけではなくて、地域活動を促していく、住民の行政参加を促していくという方向の1つの理由もありますので、それはよく話をしながらやらせていただきたいというふうに思っています。

〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。

○21番(山本はるひ君) 昨日、この車座談議に つきましては、来年の4月から始めていきたいと いうようなお答えだったと思うんですが、それに ついては、もうこの議会が終わった後に、組織化 を図るための手だてをしていきたいということだ ったと思うんです。

そうしますと、私としては、非常に行政がやることの中としては、とても早いと思うんです。どんなことでもお尋ねすると、早くはできない、2年ぐらいはかかるんだというようなおっしゃり方をなさるいろいろなことに、なのに、この車座談議についてだけは、もう4月には始めたい、この議会が終わったら、組織をつくることをやっていきたいというようなお答えだったので、非常に先が余り見えていないのに、そういうことでいいのかなという疑問を持ったわけです。

それで、1つは、今、市が新しくなって、先ほどコミュニティーの数の問題もありましたが、公民館とのかかわりも、旧の黒磯市と旧西那須野町と旧塩原町で、行政区の考え方とか公民館のあり方がかなり違うわけです。そういうところが、まだすり合わせがきちっとできていないところに、それとは違うかもしれない、あるいは重なるところがあるかもしれないけれども、何か新しい組織

をつくるというようなことをおっしゃっているので、現在、昨日の総務部長のお話にあったように、 行政区長会でさえ、全部まとまっていないような 状態のときに、また新たな住民の組織を立ち上げ るということは、本当に可能なんでしょうか。そ れについてお答えいただきたいと思います。

〇議長(髙久武男君) 企画部長。

○企画部長(松下 昇君) 当然、市長提案として 提案をしているわけですから、可能だと思って、 これは取り組むんだというふうに、我々事務方は、 そう思って今現在進めております。

対応が早くないかという話もありますけれども、 市政懇談会、たくさん来ていただいたようですけ れども、その中でいろいろな意見が出てきました。 やはり住民の中には不安があるんだな、合併して どうなっちゃうんだろうという不安があるという ふうな私どものとらえ方です。

ですから、市政懇談会は、たびたびはやりませ んので、年1回になってしまうと。そうすると、 我々と市民の方のキャッチボールする機会が年に 1回、来年まで行ってしまう。その間は、広報と かそういうもので、もちろんお伝えいたしますけ れども、やはり生に、行って耳を傾けて聞いてく るという作業は、やはり市民の方の安心感もある でしょうし、そこでいろいろ話をすればキャッチ ボールをしますから、市長にまた取り次いで話を 持って帰るとか、いろいろなことができますので、 やはり市民には、こういうものこそ早く、我々は この建物の中にこもって仕事をするのではなくて、 現場に行って市民と一緒に考えるという姿勢を示 すことが一番いいのではないかと、そういうふう に考えておりますので、早目に対応したいという ふうに思っています。

〇議長(**高久武男君**) 21番、山本はるひ君。

〇21番(山本はるひ君) わかりました。ぜひそ

の車座談議という組織のイメージを、議員の私、 あるいは議会の方たちにもイメージできるように、 あるいは市民、11万5,000人の市民にもきちっと わかるような形で示していただいて始めていただ きたいと思います。

それに関して、今、市の職員をそこに充てるという、そういう発想がもう一つ出てきておりますが、市の職員を担当にするということに対して、 昨日のお答えの中でちょっとはっきりしていない 部分がありましたので、もう一度お尋ねいたします

15の車座談議の中に市の職員を数名入れて、そこには部長以下、いろいろな立場の方を入れて、それからそこに住んでいらっしゃる職員も入れるような形で、職務とは別に、ご自身のお仕事のほかにそういうことをしていただくんだというようなご発言でしたが、それに関しては、これから職員に対して、その趣旨などを周知してもらって協力してもらいたいということだったと思います。

そのように考えますと、お話だけを聞いていると、確かにそれはいいことだなというふうに思いますが、現実に職員がふだんの仕事をしていて、どんな方が選ばれるのかわからないのですが、例えば夜の会議がある、土日の会議が。年にたった二、三回、あるいは数回であったとしても、その職員がどういう立場で車座談議に加わっていくのかということが、少し明確ではなかったように思います。

具体的に申しますと、ではそれはボランティアで行うのか、あるいはきちんと何かお金を出すのか、仕事としてやるのか。決して市の説明をする人ではないというようなことでしたし、そこで出た意見をただ持ち帰るだけではなくて、市民と一緒の立場で、共同参画というような立場でまちづくりを考えていくんだということになりますと、

もし職務としてやると、やはり市民と一緒の立場 ではなくなるような気がいたしますが、その辺は どのように考えていらっしゃいますか。

〇議長(髙久武男君) 企画部長。

○企画部長(松下 昇君) まだ職員の構成メンバーを細かく決めていませんので何とも言えませんけれども、今我々の中の庁議で一応議論をしてきた形では、部長がある程度2か所ぐらいは担当し、その各地区の15か所には、頭に課長クラスを入れる。その下、順次それぞれのランクの職員を入れるということで、行政経験をある程度踏んだ者を中心に張りつける。

もちろん、この車座談議の職員担当制の1つの目的には、職員も地域によく入って、住民の方の生の声を聞いて、いろいろな行政に反映させて、職員の力量アップにももちろんなるわけです。総合行政に、地域に行けばなりますから、内部で担当しているのはその部分の、自分の部分という概念でどうしてもとらえがちですけれども、現場に出れば職員が総合的に物を判断し、ああこういうことを市民の方が思っているんだなと、そういうものも研修の一環にもなると思っておりますので、そういう意味で担当をお願いするという方向になろうかと思います。

どういう立場でということになりますと、市を 代表してすべてお答えするとか、そういうことで はなくて、職員はやはり専門、専門もある程度あ りますから、すべてにわたってお答えするという ようなことはなかなかできませんから、一緒に考 え、時には経験がある業務についてはアドバイス をするというようなことで、仕事として行くよう な形になると思います。

というのは、その自分が住んでいるところに、 一市民として、その公民館の中に加わっていくだ けとは考えておりませんので、そういうものが地 域住民と同じ立場で出なさいよという業務命令的なものにするには、やはり賃金といいますか、残業になる方は、管理職は残業手当は我々はつかないですけれども、ある程度職員にただ働きをしなさいというのは、これはちょっとなかなか難しい問題だろうと思います。

ただ、地域住民で住んでいて、いろいろな策定 も終わりまして、何か行動を起こしてというとき に、自分はそこに住んでいるから参加をしようと いうのは、これはまた別な扱いになろうかと思う んですが、車座談議の会議をするために派遣され るということになれば、それは業務と考えるのが 一般なんだと思いますけれども、内部まだ給料と かそういう扱いについて、これは担当、総務部関 係になりますが、それと細かい調整をしておりま せんので、今の私の発言のほうは、ある程度、現 在、この車座談議関係を所管している部門での考 え方であるというふうに一応理解した上で、きょ うのところはお願いしたいと思います。

〇議長(**高久武男君**) 21番、山本はるひ君。

○21番(山本はるひ君) 余り追及するのもあれなんですが、昨日、このことをやるには内部職員の理解が必要であって、それから、業務以外にやるということの趣旨をきちっと調整しなければいけないということ。それから、職員の車座談議とか地域担当制について意識づけが必要なんだというようなお話がございましたけれども、それにいたしましても、それもまだ内部調整がきちっとできていないのにもかかわらず、先ほどの話に戻るんですが、来年の4月に立ち上げられるのかどうかということについては、非常に疑問を感じます。それで、例えば15か所で5人とすれば75人の職員が、そこにそれぞれ単純に言うと張りつくというときに、では希望者を募るのか、あるいは上のほうからあなたやりなさいといって命令を下すの

か、4月には異動ということもあると思うんですが、それの前になさるというような話でしたけれども、その辺のところを今から、1,000人近い職員に徹底を図って、みんなに理解してもらって、仕事以外のところで、お金が出るとしても、そういうものに参加しなさいということを納得していただけると思っていらっしゃるんでしょうか。

〇議長(髙久武男君) 企画部長。

○企画部長(松下 昇君) 何点かご質問ありましたけれども、張りつける方法としては、ある程度こちらからお願いをするというような形の部分もあろうかと思いますし、また本市の職員は、非常にやる気のある人材がたくさんいますから、今までですと、プロジェクトの立ち上げ等に募集をして張りついていただいている職員等もいて、その研究をして発表するというような訓練等も今までやっております。

だから、そういう観点から見れば、私はやる気のある職員の中から手を挙げていただいて選んでそこに張りつけていくというような1つの方策というようにもなろうかと思います。そういう意味で職員の研修になる。

これから我々職員も、皆様、市民からまた非常に期待されているように、今まで以上に頑張っていかなければならない時代でありますし、民間の方もそうやって、今何とか歯を食いしばってやっていただいているわけですから、職員も今までどおりというわけにはいきません。合併をして職員を減らすよという声がたくさん聞こえてきていますので、そうすると、当然過重な、今までから考えれば仕事は大変になりますけれども、なお一層我々は努力していく姿勢を見せることが、市民からの理解を得られるし、行政を進めていくに当たって、スムーズに市民の意向を反映させていくことができると。そのように考えて、これは市長が

考えたアイデアでございますので、これはこれで 非常にいい話だというふうに、懇談会でも総論的 には非常にいい話ですねというふうに私は聞いて おります。こんなのやらない方がいいという話は、 余り聞いていません。

しかし、確かに組織論の問題は、若干、コミュニティをぶっ壊して全く新しいのつくるなんていうことはやめてくださいよとか、そういうのはもちろん聞いていますから、そういうところをちゃんと把握してやりながら、一緒に市民と活動していきたいというふうなことに思っていますので、職員も私は理解していただけるものだと思っています。

以上です。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) ぜひこういうところできちっと話をまだ聞いていない職員の方にも、しっかりとその趣旨がわかるような形で説明していただいて、市民の皆さんと協力していただけるようにしてもらいたいと思います。

もう一つなんですが、公民館の職員とのかかわりなんですが、現在15の公民館で、私も全部は知りませんけれども、その公民館の中で、その地域の人との、それこそコミュニケーションをとって、いろいろな活動をしているところが多いんだと思うんです。そういうところでは、市の職員が公民館の職員なわけですから、仕事としてきちんとした形で、車座談議とは違うとは思いますけれども、その地域の方々の意見を吸い上げたり、それを聞いて、まちづくりというか、小さなところかもしれないですけれども、地域づくりに貢献していらっしゃると思うんです。

そういう職員と、今回張りつけるという5人なり何人かの職員との関係が少し明確ではないというか、どんな形でやっていくのかについてだけお

伺いいたします。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 教育委員会の関係ですので、公民館の職員のありようについて、私のほうで全部は把握はしておりませんけれども、公民館職員は、地域活動に非常に関与している部分もたくさんあります。例えばコミュニティの活動のお手伝いをしている公民館の職員も実際にいますので、特に西那須はそういうふうなやり方をしています。

ですから、当然、車座談議の中に、メンバーに、要するに5人から6人程度張りつけるという中に入っていただくことも考えなければならないのかなということで、これは教育委員会と具体的に話を詰めてどうのこうのと、まだしてませんけれども、一番、日常的には公民館を基地にするというようなイメージですから、毎日いるのは公民館職員ですから、では会議のないときに、ちょっと話したいときには、公民館の職員の方に聞いていただいて取り次いでもらうのは非常に効率がいいということになりますので、その辺はやはり担当制の中で、公民館の職員の果たす役割はどうあるべきかについて、これから少し早急に詰めてまいりたいと思います。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **○21番(山本はるひ君)** そうしますと、単純に 公民館の職員を1人なり2人ふやせば、そのほう が仕事としてできるというふうには考えないわけ ですか。
- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- 先ほど言いましたように、公民館職員、今1名 ないし2名張りついているところがありますが、 そこは、あくまでも公民館職員としての本来業務

があるわけです。まず、車座談議のために配置さ

〇企画部長(松下 昇君) お答えいたします。

れれば、これはまた市長部局のことも全部含めて 責任持ってやることになりますが、現在公民館の 運営でもかなり忙しくやっていただいているよう でありますから、そのかわりに、では1人ふやし て車座談議専用ということにはならないと思いま すし、やはり総合行政として対応いたしますから、 市長部局のいろいろな部門の話す人も入れておか ないと、いろいろな話ができないし、過去に、昔 やったことだけれども、今全然わからないという 人ばかり行っても仕方ありませんから、それです から五、六人必要。1人、2人では、なかなか話 が、専門にやっても、実施に結びつかなければい けませんから。

ただ話を聞いて終わりということではありませんので、物によっては、もう最後は計画にのせたり予算化をしたりというような話まで結びつけていくシステムにいたしますので、ある程度の人数はいなければ。ただし、五、六人も公民館に張りつけるのは非常に難しいかなと思いますので、やはり今の考えの中でやっていきたいなと思っております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) 大体はわかりました。 聞けば聞くほどまだこれからだということが多い ようですので、それを来年の4月に立ち上げてい くということは、非常に、多分、ここにいらっし ゃる幹部の方たちの努力が必要なんだなというふ うに感じました。

ぜひそういう形で本当にやっていくのであれば、 住民のほうへの説明もきちんとしていただいて、 いい形で車座談議ができるようにしていただきた いと思います。

市長にお尋ねいたします。それでいいんでしょうか。

〇議長(髙久武男君) 市長。

○市長(栗川 仁君) 車座談議についてでございますけれども、大分いろいろな話になっておるようでございます。公民館活動あるいはコミュニティー活動との整合性とか、そういう形になっておりますけれども、私自身は、当然そういうものが、そういうものはそういうものでこれまでどおりの活動をしていただけるというふうに思っております。

そういう中で、まず市民の意見を聞いていきたいというのが、原則、この車座談議の基本的な考えでございます。組織を云々、どうしよう、組織の中でこういうものを、こういうふうにきちっと固めた中でどうしようという考え方ではございません。要するに、この地域に一定の方が集まっていただきまして、それがコミュニティーであっても結構でございますし、公民館活動の中でのものでも結構でございます。それは、その地域地域の考え方で、どういう組織にするかは、いずれでも私は問題ないというふうに思っております。

ただ、市民のその地域地域の意見を吸い上げていきたいという考え方でございますし、当然今新しい市を発足させまして、新しい計画を立てるという前提があります。そういう中で少しでも市民の声を反映していきたいということでございますので、体制がどういう形がいいとか悪いとかというよりも、なるべく多くの市民の意見を聞きたい、こういう意味ではなるべく早く立ち上げたいというのは、私の気持ちでございますし、先ほど申し上げましたように、これが将来はコミュニティーになるんだとか、そういうものではございません。あるいは公民館活動になるんだというのはございません。あるいは公民館活動になるんだというのはございません。要するに市民の意見を吸い上げる場として活用していきたいというふうな考え方であります。

以上です。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **○21番(山本はるひ君)** ありがとうございました。ぜひ4月にはいい形で発足できることを願っております。

次に、パブリックコメントについてなんですけれども、先ほど公表していくというようなお話がありましたが、今回の、初めて一般廃棄物、ごみの処理計画についてパブリックコメントを行ったわけですけれども、その公表の仕方ですね。これから多分市政のことに関してもそういうものが出てくると思うんですが、どのくらい。例えば公表の仕方で、10人の人が10人の意見を言ったときに、そのままの形で公表をするのか、あるいは集約した形なのか、どんな形で公表するのかということについてお尋ねいたします。

- ○議長(高久武男君) 答弁を求めます。
 生活環境部長。
- ○生活環境部長(相馬 力君) 公表の仕方でございますけれども、まず市政懇談会の中でも説明をしてきましたが、この意見を、まずそれぞれの項目ごとといいますか、それに整理をしまして、この一般廃棄物、この基本計画につきましては、廃棄物の減量等の推進審議会に諮っていくことにもなります。そういった中で整理をしまして、1つの考え方というものを提示しながら、審議会等の意見も聞いた上で、そういった中で公表していきたい。

公表の仕方は、細かく一つ一つに対してという よりも、私ども今現在考えているのは、1つの体 系的な分類をした中で、それに対して市としては こうしていきたいとか、こういう考え方ですとい うようなもので公表したいというような考え方で おります。

以上です。

○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。

- 〇21番(山本はるひ君) 今はごみのことに関してのお答えを聞いたのではなくて、全般として、つまりパブリックコメントというものの公表をどういうふうに考えるかということをお尋ねしたんですけれども、すみません。
- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 今の生活環境部長の意見のとおりでございまして、意見それぞれ、非常に長いものも短いものもいろいろありますから、全文を書くということは当然できませんから、それぞれの分類等をもちろんして、ある程度の長さにしてそれを公表し、かつそこに市のほうはどう考えた、どう意見を計画に反映するか、実施するかとかいうようなものをコメントといいますか、考え方を提示するというのが基本で、概要版にどうしてもなってしまうと思います。

あと、もちろん意見の中にはプライバシーに関すること等も想定されますので、その辺はやはりその扱いを決めた中でやっていくということになりますから、中身を見ないとちょっと、全部が全部出すとか、そういうことではありませんので、中身をよく精査して概要を公表していくということになろうと思います。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) パブリックコメントに ついては、多分これからもこういうものがどんど ん、全部やっていかなければいけないというふう に、ここの要綱にも書いてありますので、ふえて いくんだと思うんですが、ぜひ全部が公表、きちっと、何というかそのまま公表されないのであれば、出たものについては、できるだけ一般化した 形でも何でも、議員ぐらいにはきちっとわかるような形で出していただければありがたいというふうに思っています。

次に、市の組織についてなんですけれども、組織の見直しについては、前回の議会のときに、いろいろお尋ねいたしまして、今回のお答えを聞いておりますと、どうもやはり何か見直しをしていかねばならないというような方向になっているのかなというふうに感じました。

課の並列していることの是非、つまり前の議会でも申し上げましたけれども、課長が、同じ名前の課長が3人いるというようなことは、どう考えても組織のスリム化とか単純になっているというふうには考えられませんし、調整班のあり方についても、いろいろメリットはあるというようなお答えではありましたが、どちらかというとそれがあるがために物事が複雑になっていったり、進んでいかないというようなことは現実にあるというふうに聞いております。

多分、各部に対しての意見も、課が並列されていることの是正と調整班のあり方についてだというふうに今お伺いいたしましたので、ぜひその辺が総合支所方式の、つまりこの那須塩原市が採用した総合支所方式の、もう根本的なところなんだと思います。

その辺を見直し案をまとめていきたい。職員の 削減と経費の削減を考えて、根本的見直しを考え ているという先ほどのお答えでしたので、その根 本的見直しの見通しについて、例えば何年度ぐら いにやろうと思っていらっしゃるのかをお尋ねい たします。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) ちょっと今、何年度に という明快に内部で議論をしていないので、我が ほうで答えるわけにいきませんけれども、まずや り方としては即やる部分、市長も答弁しておりま したけれども、できるところからはすぐにやると いうことで、来年度の4月が1つの、一番即とい

う話になります。その点である程度やる。

それから、もう少し抜本的なものを早いうちということは、数年というふうに、数年以内にやるということで、今何年度からというふうにちょっと公表できませんけれども、イメージとしては、我々団塊世代がずっとやめていく年代がすぐに到来いたしますから、当然その必要性以外に、そっちの人員の問題等の必要性から、組織もやはりスリム化していく、または機構改革をしていくというようなことにもなりますので、そんな遠くまでというふうには思っておりません。

きょうちょっとあいまいで申しわけありませんけれども、内部議論していないのにお答えするわけにもいきませんから、そんなに遅くない、数年の範囲というふうなことでご勘弁いただきたいと思います。

○議長(高久武男君) ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番、山本はるひ君。

○21番(山本はるひ君) それでは、総合支所方式のサービス低下を招かないために職員を減らすわけにはいかないというようなことで、前にお答えをいただいていたんですが、職員の削減も根本的見直しを考えているというようなのが、今回のお答えでした。

今年度も、多分来年度の職員の募集というか、 そういう新しい人を採るというようなことを、今 やっている最中だと思うんですが、退職の予定者 が何人かということは、もうわかっているんでしょうし、今年度もこの時期になっておりますので、何人ぐらい新しい方を採って、そして10年ぐらいを見ますと、定年でおやめになる方の数というのはもうわかっているようですので、その辺の、自然に減っていくものと、新しく人を採っていくことについてどんなふうに考えていらっしゃるかお尋ねいたしたいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 山本議員からご質問が ございました。平成17年度といいますのは、18年 の3月31日に定年退職をします職員の数でござい ますが、18名予定されております。

なお今現在、来年度に向けた採用試験、こういったものを予定しております。 9月18日に採用試験の日程が、1次試験でございますね、決まっておりますが、採用いたします職員の数、これはまだ現在のところ未定ということでございます。

先ほど申し上げました18年の退職者に対する補 充といいますか、これは第1次試験の結果を踏ま えた上で決めていきたいというふうに考えており ます。最終的には、職員の採用委員会という組織 が内部にございます。この中で対応を図っていき たいというふうに考えております。

- 〇議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 少しわかりにくかった んですが、職員がどのくらい必要かということに ついては、その組織をどういうふうにしていくか とか、役所の仕事がどのくらい必要なのかという ようなことで決まっていくと思われるのですが、 その18人おやめになることははっきりしていて、 今月18日にその1次試験が行われて、多分来年の 4月から採用するということで、まだ何人採ると 決まっていないというのは、遅いようなというか、 どうしてなんでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 通常、職員の採用に当 たりましては、今申し上げましたような形で、ど この役所も対応を図っているという状況にあろう かと思います。

今後、今まで、各部署の部長さん方とヒアリング等々実施してきました内容を踏まえながら、採用に向けた取り組みを図っていきたいというふうに考えております。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) そうしますと、いただいた資料によりますと、10年間で自然におやめになる方の数が300何人というふうに、計算するとなるんですけれども、例えば10年後を考えたときに、全く考えていないというお答えはいただきたくないんですけれども、どのくらいのスリム化というか職員を減らしていって、そしてサービスを低下させないという形にしていきたいと思っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思うんです。
- 〇議長(高久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 全くデータがないということではございませんで、合併をします際に新市建設計画、こういったものを策定をしてまいりました。この中で、1つの案と、考え方として、108名減らしましょうかというお話が出ておりました。これが1つのやはりたたき台になるんだろうというふうに思っております。

これは確定した数字ではないということはご理解をいただきたいと思いますが、今後那須塩原市の業務、そういったもののボリューム等々を勘案しながら、組織のあり方は見直しに入っておるわけですから、こういったもののもろもろのやはり条件を十分に精査をしながら、職員の配置、そしてまた職員の雇用、そういったものに対しては対応してまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **○21番(山本はるひ君)** その108名というのは、 何年後ぐらいで108名というふうに。10年後でよ ろしいんですか。
- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 10年後ということでご 理解をいただきたいと思います。
- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) ということは、10年たつと1割ぐらい減るというようなことかなというふうに思いましたが、ぜひ経費の削減とかスリム化というようなことを考えますと、職員が減ればいいというふうではないかと思いますけれども、今でも非常に忙しい部署と、そうでない部署というのは、あって当然なんですが、そういうこともありますので、先ほどの車座談議に職員を張りつけるというようなことも考えますと、その辺のことをきちっと考慮していただいて、いいサービスができるような形にしていただきたいと思います。

何人採用するかについては、12月の議会のとき にははっきりわかると思いますので、その辺はそ のときにお尋ねしたいと思います。

次に、西那須野の支所についてですけれども、 先ほど支所については、まだどうするかということは、組織の見直しとの関連もあって考えられないというようなことでありましたけれども、今現在空いていることは事実なので、その空いているものを、そのままにしておいていいのかなというふうに感じますし、那須塩原市の中には、やはりいろいろなボランティアの団体とかNPOとか福祉の関係であるとか、たくさんの市民の活動の団体がございまして、そういうものの拠点というものが多分ないと思われます。

そういうものに、例えば3階の部分だけでも貸 すというか、使ってもらうというような発想をし てもいいのではないかと。そういうことが、まちづくりに対しての市民活動へのやはり1つの形だとも思いますし、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) それでは、庁舎管理、 私ども総務部の範ちゅうでございますので、今現 在、山本議員さんご指摘のとおり、西那須野支所 の3階が、ああいうふうな形になっているという 状況でございます。

現在いろいろな形で内部で検討を進めていきたいなというふうに思っております。また、組織の見直し等々、こういったものは中・長期的な考えもございますし、その辺のところで、あいているから即貸すというふうな状況にはなかなか至らない部分もあるわけですけれども、ちょっとお時間をいただきながら検討させていただきというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) そうしますと、それは 先ほどやはり組織の見直しの考えの中で考えると いうことでしたので、将来的にはそこに、またそ の手狭な黒磯の庁舎の部分は西那須野に持ってい くというようなことが、はっきりとはしなくても そういうことも展望に入っているというふうに考 えてよろしいんでしょうか。
- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 組織機構改革を抜本という話を最初の答弁でしましたけれども、抜本でするためにフリーハンドで、さっきちょっと時間だけさせてくださいということで、そっちに戻らないというか余り明快に、そうすると抜本的に何か考えるときに、それを前提ですかとかいろいろありますので、フリーハンドでしっかり考えて、

市民サービスを落とさないで、かつスリム化して というのは非常に難しい選択なんですけれども、 それをやっていくためにフリーハンドの考え方で 今いますので、そのご答弁は、このようにします というようなお答えは、すればよろしいんでしょ うけれども、まだ今のところフリーハンドでわか らないというふうに回答させていただきます。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) そうしますと、実際のところ、西那須野の支所があそこが空いているということは、どなたもあそこに行くと感じることだと思うんですが、当面は、例えば1年なり2年なりは、そのままに多分なっているだろうというふうに考えてよろしいわけですね。
- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 以前の執務スペースで ございますね。これについては、今のところやは りああいう状況で空いているという状況でござい ますが、会議室がたくさんございます。この会議 室につきましては、やはり常時いろいろな催し物 等も、会議等々で使わせていただいているという 状況にございますので、なお一層そういった会議 室等々の利用に関しては、西那須野支所のあそこ のスペースを使わせていただきたいというふうに 思っているところでございます。
- 〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **O21番**(山本はるひ君) でも、そうしますと、 そこの空いている、そういう会議室などを、きち っとした形のボランティアとかNPOとか、ある いは各種、その市の団体などに貸していただける というようなことは考えてはいらっしゃらないん ですか。
- 〇議長(高久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) なかなか常時、通年で、 その会議室を使っていただくというわけにはなか

なかいかないのかなというふうに考えてはおりま す。

西那須野エリアの中には長寿センターというのが、別な建物がございます。こちらのほうにも2階には、たくさん会議室が用意されておりますので、そちらのほうにも行っていただいてご利用いただくというふうな方法でお願いができればというふうに思っております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **〇21番(山本はるひ君)** その辺についてはよく わかりました。

最後に、市営住宅についての質問なんですけれども、現在、市営の住宅が23あって、83%の入居率だということなんですが、多分この83%というのは、古くなって入っていないところを含めた入居率だというふうに思います。その辺、ちょっと確認なんですけれども、いかがなんですか。

- 〇議長(髙久武男君) 建設部長。
- ○建設部長(君島富夫君) ただいまご質問あった とおりでございますけれども、古いといいますか 平屋建ての部分の住宅については、現在467戸、 3地区でございますけれどもございまして、入居 しているのが328でございますので、約70%入居 している、こういう状況でございます。
- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) そうしますと、市営住宅については、空いているところについて募集をして入っているというような形だと思うんですけれども、聞くところによりますと、市営住宅に入る基準というものがきちんとあるのにもかかわらず、本当に入りたい人が入れないというような状況があったり、あるいは入るときには要件を満たしていても、入っている間に要件が変わってくる。変わってきても、家賃を少し上乗せすれば入れるというような形のようになっているみたいです。

その辺のところをどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

- 〇議長(髙久武男君) 建設部長。
- ○建設部長(君島富夫君) 入居基準につきましては条例等で定まっているとおりでございまして、所得制限、当然ございます。そういう中で入居された後、所得がふえれば、ただいまご質問あったとおり、割り増し料金がついて入っているというところでございます。

そういう中で、収入超過といいますか、そういう方がおるわけでございますけれども、約といいますか、これが月収20万以上が一応基準でございまして、超過者になりますけれども、現在38人ほどございます。

そういう方につきましては、もちろん条例上、 措置ということで明け渡すようなことを努めなければならないと、こういうふうになってございますので、当然文書等でお願いはしておりますけれども、現実としては、そういう方が別なところに確保するということがなかなかできない状況もありますし、それを悪い言葉で言えば追い出すことなかなかできませんので、そういう状況になっている方も何人かいると、こういうことでございます。

- 〇議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) それはわかりました。 入るときの基準を書類上満たしていれば入れると いうことで、その辺は仕方ないところもあると思 うんですが、ぜひ市営住宅は一般の住宅より安い 家賃で入れるということですので、本当に困って いる方が入れるような形をとっていただきたいと 思います。

それから、先ほど模様替えとか増築は許可を得ているというお話ではありましたが、もし本当に 許可を得ているのであれば、あのような許可とい うか、うちの近くなどにある住宅は、かなりの部分で、これが許可を得てやっているのかなと思われるようなものもあります。

その辺については、本当にそれが許可を得ているのであれば、その許可の仕方が変なのではないかと思いますし、もしかして把握できない部分で許可を得ていないで勝手にやっているというものがあるとすれば、やはりそれは防災上でも危険ではありますし、その辺はどのように把握していらっしゃいますか。

〇議長(髙久武男君) 建設部長。

○建設部長(君島富夫君) それ前に、先ほど答弁 もございましたけれども、入りたい人が入れない 状況だと、こういう話でございました。そういう 中で、答えになるかどうかいずれにしましても、 ひとり親の家庭、あるいは生保の家庭という方の 入居がかなり多いわけでございます。

そういうことで、黒磯地区でいえば、31%がそういう方が入っているということでございまして、全体的に3地区合わせても28.7%、こういうことでございまして、そういうことからいえば、かなり福祉面的なものが入居されて、本当に必要な方が入居されているのかなというふうに考えております。

それと、あと今のご質問でございますけれども、 実際には当然許可をしなければ増築等はできません。平屋建ての場合には、どうしても庭がついて ございますので、そちらを利用するという形で入っている方がやっておるのが現況でございまして、 そういう中でも三、四軒は現実的に増築と見られるものがあります。こういうもの指導はしておりますけれども、現実的には敷地外に出ているわけではないので、結局はそのままになっていると、こういうのが現況でございまして、いずれにしましても許可を取るような指導はしておりますので、 ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 模様替えとか増築ということに関しては、3階建てとか4階建てのところではなかなか難しいのだとは思うんですが、特に前に建ったその1戸建てとか長屋になったようなところでは、やろうと思えば幾らでもできると。そういうところに関しては古いところが多いので、余り勝手なことをやっていると、やはりとても防犯上でも、それから災害があったときでも危険なのかなと思いますので、その辺はやはり指導をきちっとしていただきたいと思います。

それから、そういうことに関して言いますと、 駐車場に関しては1世帯1台を許可しているとい うことなんですが、現実にはこの那須塩原市にお いては、成人が例えば2人いたら2台車がないと 暮らせないようなことが現実だと思います。

市営の駐車場に関しても、1台分だけでいいのか。いけないといっても、あるものはどこかに停めてしまうという現実がありまして、市営住宅だけではなくて公共的な県営住宅などを見ましても、非常に駐車がひどい状態になっていると思いますが、その辺は1世帯1台許可しているということで済むのかどうか、どのようにお考えかお聞きいたします。

〇議長(髙久武男君) 建設部長。

○建設部長(君島富夫君) 全くご指摘のとおりでございまして、市営住宅そのもの、いわゆる公営住宅という考え方に立って、その時代、建てた時代といいますか、そういう時代の中では1台で済んだんだろうと、こういうふうに思っております。ただ、現在の社会情勢からすれば、お二方が住めば2台必要だと、こういう時代になってきています。ただ、物理的な問題としまして、敷地の問題が当然出てきますので、これで1台でいいのか

と言われれば、現況から考えれば2台必要だろうと、こういうふうに考えておりますけれども、物理的な問題からいって、今すぐに敷地を確保して駐車場をつくると、こういうことはできませんので、指導していくしかないのかなという気はしておりますけれども、今後、先ほどから申し上げていますように、平屋建て、古くなった住宅につきましては、もう30年以上たっておりますので、入居がない住宅については取り壊しをしていきたいというふうに考えております。

そういうところも活用しながら今後の住宅政策 について、そういうところも取り入れて考えてい きたいと、このように思っております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 駐車場の問題に関しては、現実に2台ある家は、どうしようもなくとめるんだろうし、市のほうで管理の上からも敷地を確保することはできないでしょうし、では自分で駐車場を借りなさいといっても、そういうこともできにくいような所得の方も多いのかなというふうに思いますが、これからのまちづくりの中で、やはり防災ということは大切なことですし、安全のことを考えますと、その辺放っておくのはいけないと思いますので、ぜひ何らかの形で対処していただきたいと思います。

それに、もう一つは、空きの目立つその古い住宅について、多分長屋などであれば、5軒のうち1軒だけ残っていると壊せないというような形なんだと思いますが、それも非常に問題が多いところで、そういうところでほかの人が入るということもありますし、犯罪の温床になることもございますし、その古さゆえに景観の問題からも、それがあることでまちづくりに余りそぐわない、草がぼうぼうだというようなこともあります。その辺に関しては、退去していく人を待っているだけで

いいのかということについてはどのようにお考えですか。

- 〇議長(髙久武男君) 建設部長。
- ○建設部長(君島富夫君) これ難しい問題だと思います。といいますのは、現在そういう古い住宅に入っている方は、高齢の方、低所得者の方が多いわけでございまして、では建て替えるから違うところへ行ってくれといっても、また今度新しい住宅には、家賃高くなりますので、そういうふうになかなか移れないという、こういう事情もございます。ですから、福祉的な考え方からすれば安い住宅も必要だろうと、このように考えております。

ただ、いずれにしましても、古い住宅については、退去した後、今いろいろお話があったように、 危険、いろいろありますので、取り壊しの方向で整備をしていきたいと、このように考えております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 大変難しい問題で、安いものが必要な人にとって、そういう古いから安い、だからそこに住んでいるということで、違うところに移りなさいということはできないんだと思いますが、ぜひ安全上からいっても、市全体の住宅政策からいっても、大変問題なところだと思いますので、ぜひ今後課題として考えていただきたいと思います。

市営住宅あるいは公営住宅については、やはりもう福祉の観点からだけで考えていい時代が来ていると思います。現在、民間のそういうものもあきがたくさん多くなっておりますので、ぜひ何でもかんでもつくるという考えではないようですけれども、その辺の政策をきちんとつくっていただいて、本当に必要な人に必要な住宅をということでやっていただきたいと思います。以上、要望で

した。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(高久武男君) 以上で21番、山本はるひ君 の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 早乙女 順 子 君

- 〇議長(高久武男君)
 次に、12番、早乙女順子君。

 [12番 早乙女順子君登壇]
- ○12番(早乙女順子君) では、早速一般質問に 入ります。

まず、保育園運営についてから質問いたします。 その中で、保育園給食についてお聞きいたします。

合併前に、3市町の事業をすり合わせる合併協 議会で、保育事業について、保育園給食は現行の とおり新市に引き継ぐと提案されました。

それに対し、住民団体のくらしを見直す会から、 合併を機に西那須野町の保育園の給食を、黒磯、 塩原のように自園調理方式にしてほしいと要望が 出ました。しかし、合併協議会では、保育園給食 に関し、何ら意見もなく原案どおり決定しました。

合併を機に保育園の給食を改善できるのではと 期待を持った西那須の人は、がっかりしました。 私も改善できたら、数少ない合併のメリットであ ると思っていましたが、見事に期待を裏切られま した。

だれが考えても、保育園で調理しないで、学校 給食センターから保育園の給食が届くなんておか しいのです。10か月の子供に、イカフライや主食 に焼きそばが出るのです。園で刻み食にしようも ない献立です。これが、現在の西那須野地区の保 育園の現状です。保育園の先生方は、この状態が よくないことはだれよりもわかっています。改善も願っていました。

このような状態にしたのは、西那須野町の首長の責任です。政治の貧困です。保育園は、家庭と同じ機能がなくてはなりません。保育園に調理室がないということは、家庭に台所がないようなものです。給食センターから届くということは、外からお弁当を買ってくるようなものです。今言われているような食育など、できるはずがありません。合併協議を私は傍聴していて、西那須野の保育園の給食の状態が是正されない合併協議は何だろうかと思いました。

私はあきらめ切れずに、合併後も議会で自園調理とするよう要望いたしました。今回、再度改善を求めるため一般質問の通告をいたしました。その通告後知ったわけですけれども、西那須野地区の保育園の給食室整備のための補正予算が組まれていました。西那須野地区の保育園で自園調理を始めるための準備です。一般質問で改善を求める前に改善の提案がされたわけです。

昨日の質疑で、自園調理とするための提案は、 栗川市長の英断との答弁が福祉部長からありました。このときは、保育園の給食が自園調理がよい と理解できる、黒磯の保育を知っている市長が、 那須塩原の市長になったから改善されるのだと思いました。保育園の質がよくなるも悪くなるも、 これこそトップの考え方次第ということを、私は 目の当たりにいたしました。

ということで、1の質問は答弁をもらうまでも ありません。ただし、保育園に調理室ができても、 だれがつくるのかということは確認をしていませ んので、2番目の質問にはお答えください。

今回の補正額が通り、西那須野地区の保育園の すべてに調理室ができたとき、そこで調理する体 制は、黒磯地区と同様に保育園調理員の配置がさ れるのか、お聞かせください。

次に、保育サービスの質の向上について。

保育サービスの質の向上のために、福祉サービスの第三者評価の受審の考えがあるようにも見受けられますが、第三者評価に対する考え方をお聞かせください。また、評価に関する今までの取り組み状況と、今後の具体的な取り組みをお聞かせください。

栃木県におかれましては、8月に第三者評価機 関認証の申請、10月から認証の予定です。来年 早々には、評価機関が評価を開始できる状況にな るでしょう。那須塩原市次世代育成支援対策行動 計画では、保育園サービス評価3か所とあります が、この評価とは第三者評価を指しているのでし ょうか。もし第三者評価を指しているようでした ら、いつから評価を受ける予定かお聞かせくださ

次に、合併後の学校給食調理場の方式について 質問をいたします。

塩原地区の学校給食調理場における自校方式の存続について、合併協議では、学校給食調理場は合併後、共同調理方式に統一するとしていましたが、現在、塩原地区の学校は自校方式のよさを生かし、他の地域の学校給食よりおいしい給食を提供しています。給食費も、さほど違いはないようです。

せっかく塩原町が自校方式で守ってきたおいし い給食、食育の機会を合併することで失うのでは、 合併のデメリットとなってしまいます。また、今 しきりに言われています食育をするには、自校方 式は願ってもない方式です。一度センター方式に してしまったものを自校方式に戻すのは難しいこ とです。慎重な判断を求めます。

市長との地域懇談会でも、学校給食の調理方式を、現行どおり自校方式を望む発言があったかと

思いますが、市長のお考えをお聞かせください。 次の質問に移ります。

介護保険改正について。

新予防給付、地域包括支援センターについてお 聞きいたします。

まず、新予防給付の実施、包括支援センター新設は、2006年4月を原則としていますが、保険者の判断で2年間の延長が可能となっています。しかし、那須塩原市では延長せず、即実施との判断をしたようですが、準備状況を伺います。

次に、要支援、要介護1の一部の利用者は、今までケアマネジャーにケアプランを立ててもらっていたわけですが、介護予防支援への移行で、なじみのケアマネジャーと切り離されることで混乱することが予想されます。混乱がないような対策はとられるのかお聞かせください。

次に、在宅介護支援センターから地域包括支援センターの新設へと制度は変わりますが、那須塩原市では地域包括支援センターの設置をどのように考えているのかお聞かせください。

次に、那須塩原市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本 計画と那須地区広域行政事務組合第2期ごみ処理 施設整備計画の関係について質問いたします。

那須塩原市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画について。

まず、本気でごみ減量化やリサイクルに取り組むために、一般廃棄物処理基本計画を策定するのか、それとも、廃棄物処理法に基づき策定することになっているからと、消極的に計画を立てているのかを伺います。

その上で、パブリックコメントを求めるために示されたごみ処理基本計画素案の中に、計画策定の趣旨に、一般廃棄物処理基本計画は、長期的、総合的視点に立った基本的事項を定めるものであるとありますが、具体的に何を指すのかお聞かせ

ください。

次に、今までの3市町のごみ処理システムを 少々手直ししただけとしか思えないごみ処理基本 計画素案から予想しますと、策定中のごみ処理基 本計画が抜本的改革にならないおそれがあります。 その原因はどこにあるのでしょうか。

資源循環型社会を本当に目指して、ごみの減量 化、資源化に取り組もうとするなら、ごみ処理の システムを大きく変える必要があります。ごみ処 理施設の建設時こそ、システムを大きく考える機 会です。システムを大きく変えるというときは、 市民の理解を得るために多くの時間を費やします。 そこで、処理施設の稼働を1年遅らせても抜本的 改革にすべきと私は思いますが、市長はどのよう にお考えでしょうか。

次に、那須地区広域行政事務組合第2期ごみ処理施設整備計画について質問いたします。

3市町が合併したことで、ごみ処理施設を広域 事務組合で行う理由がなくなったと思われます。 広域を進めていた、私は県と聞いてしまったんで すけれども、検討委員会の聞き違いかもしれませ んけれども、どちらにせよ、合併したので那須塩 原市単独でとの見解を示したと聞きますが、それ をあえて広域で行うからには、広域で行うメリッ トがなくてはなりません。広域で行うメリットを お聞かせください。

次に、最終処分場についてお聞きいたします。 那須広域事務組合の一般廃棄物最終処分場グリーンオアシスの利用を、19年度までに調整と問題を先送りせずに、旧黒磯市単独の最終処分場と那須広域事務組合の最終処分場グリーンオアシスとの関係で、旧西那須野町、旧塩原町の建設負担と運営負担を踏まえ、那須塩原市の考え方をごみ処理基本計画の策定上も明確にすべきと思いますが、いかがでしょうか。広域事務組合の最終処分場利 用の考え方を明確にお答えしてください。

次に、塩原堆肥センターについて質問いたします。

まず、堆肥センターの事業についてお聞きいたします。

塩原地区に建設される堆肥センターは、一般廃棄物処理施設との位置づけです。酪農排せつ物だけでは産廃となりますので、一般廃棄物である家庭からの生ごみを入れることで合わせ産廃として一般廃棄物処理施設として認められるので、計画では関谷地域初めその地域の家庭からの生ごみを予定していたようです。しかし、生ごみを堆肥化することの理解を地域の人にとっていないため、当初予定していた地域の家庭からの生ごみを市内の学校給食の生ごみと変更せざるを得なかったようです。合わせ産廃施設としたため、一般廃棄物の生ごみを抜くことはできないからと、学校給食の生ごみと入れかえるといった安易な変更をしていいのでしょうか。

もちろん、学校給食の生ごみを資源化することはよいのですが、当初計画で家庭の生ごみを予定していたのですから、家庭の生ごみをリサイクルし、ごみを減量化する考え方を、堆肥センターの事業目的で明確にすべきではないでしょうか。そうでなくては、計画を通すためのアリバイ的、家庭の生ごみの堆肥化を、アリバイ的で家庭の生ごみの堆肥化を計画したと思われてしまいます。

また、堆肥センターで製品となる堆肥の生産量 と販売量のコントロールができるかどうか、計画 を立てて事業を計画したのかを伺います。

さらに、資源循環型社会を目指しての事業なら、 地産地消の具体的な計画を持っていなくては、こ の事業の運営を市が引き受けるべきではないと思 いますが、その計画はどのようなものなのかお聞 かせください。 今後、堆肥センターの事業運営をどのようにするのか、旧塩原町としてではなく那須塩原市としての新たな見解をお聞かせください。その上で、施設管理運営にかかるコストについて、堆肥センター運営コストと利用者負担の考え方をお聞かせください。

最後の質問となります。

広報による市民への情報提供についてお聞きい たします。

公平、迅速な情報提供について。

3地域の広報の配布方法の違いにより、市民への情報提供がおくれる地域が出ています。申し込み順で受け付けるようなお知らせや申し込み期限があるようなお知らせは、広報の配布方法により手元に届く日にちが異なり、不公平となっています。

例えば審議会の公募の申し込みが、期限が過ぎ て広報が届いた地域がありました。連絡員配布の 地域ですが、勤め人の区長さんだったりすると、 あいた時間に配布してくださっているので、その ようなことが起きます。でも無理は言えないと、 住民の方はあきらめています。何か対策は考えら れないのでしょうか。以上の点もお聞きいたしま す。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君の質問 に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 12番、早乙女順子議員の市 政一般質問にお答えをいたします。

まず、保育園運営についてでございますけれど も、1に合わせてお答えをいたします。

西那須野地区の保育園の給食の調理については、 現在、学校給食調理場による調理が2保育園、民 間委託による調理が3保育園となっておりますが、 本議会に補正予算を計上いたしまして、議会のご 理解を得て決議がなされた後は、調理室の改修、 冷凍庫等の設備の整備及び調理器具の補充を行っ て、来年度から5保育園とも自園調理を実施する よう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、調理員の配置につきましては、今後、市 全体の配置計画を検討していきたいと考えており ます。

次に、1の、国は昨年度、社会福祉基礎構造改 革の一環として、福祉サービスの第三者評価事業 に関する指針を打ち出してきました。

第三者評価とは、福祉サービスの質の向上とサービスにかかわる情報提供を行うことにより、利用者及び提供者双方の利益にするため行われるものであります。

保育サービスにおける第三者評価事業の導入は、 利用者本位のサービスを目指す上では、より効果 的なものと考えております。

評価に関する今までの取り組みについてでありますが、現在県内には、県の推進機構から認証を受けた評価機関がありませんので受審をしておりませんが、保育サービスの質の向上への1つの取り組みとして、保育園における苦情解決に関する取り組みを推進しているところであります。設立等定めた要綱整備後は、この機能が有効な手段として位置づけられるよう、利用者の周知と仕組みを確立していきたいと考えております。

今後の具体的な取り組みについてでございますが、県は第三者評価の推進を図るために、栃木福祉サービス第三者評価推進機構を設置し、特別養護老人ホームや身体・知的障害者施設、保育所のサービスを対象に、評価機関の認証作業開始を予定しておるところであります。

今後、県、ほかの自治体等の動向を見据えなが

ら研究してまいりたいと考えております。

次に、那須地区広域行政事務組合のごみの処理施設計画はということでございますけれども、これにつきましては平成10年に、関係7市町村長により、ごみ処理広域化に関する覚書を取り交わされ、ごみの処理施設の建設は、那須地区広域行政事務組合の事務とすることが確認されたことに始まりますが、その時点での清掃センターの老朽化状況により、建設を2市に分け、1期をクリーンセンター大田原、2期を旧黒磯市、西那須野町及び塩原を区域とする施設とし、合併時において那須地区広域行政事務組合の規約が改正も行われ、那須塩原市を区域とする計画で現在進められておるところでございます。

県も合併したので、那須塩原市単独としての見解を示したということでありますが、そのような話は聞いておりません。また、それをあえて広域で行うからには、メリットがなくてはならないということでありますが、関係市町村が合意したごみ処理広域化計画に基づき、第1期、第2期ごみ処理施設建設として進めてきた事業でありますので、単独市のメリットのある、なしで事業主体を変えるというようなものではないと考えております。

現在、西那須野清掃センター、塩原クリーンセンターの焼却残渣等については、那須地区広域行政事務組合の最終処分場、いわゆる黒羽グリーンオアシスに搬入いたしておりますが、第1期のごみ処理建設に関する焼却残渣等の最終処分については、現在、那須地区広域行政事務組合の中で検討がなされておる状況であります。市負担につきましては、那須地区広域行政事務組合において構成されます市町村で検討されることになりますが、現時点で那須塩原市の考えを明らかにすることは差し控えさせていただきます。

いずれにいたしましても、検討がなされるうち には、那須塩原市としての考えを明らかにしてま いりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育部長、市民福祉 部長、生活環境部長、産業部長、企画部長より答 弁をいたさせます。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) 学校給食調理場の方式についてお答えをいたします。

本市の学校給食は、現在、黒磯地区と西那須野 地区の小中学校は共同調理場方式、塩原地区の小 中学校は自校方式で実施しております。

自校方式は、常につくり手と食べる側の顔が見 えることで、子供たちの反応も把握しやすいこと や食に対する感謝の気持ちが生まれるなど、食育 の観点からも有効と思っております。一方、共同 調理場方式は、食材を多量に購入することなどで 経費節減が図れます。保護者の負担も軽減される ことや、衛生管理基準に基づいた施設の整備が比 較的容易であります。

このように、共同調理場方式と自校方式では、 両者とも一長一短がありますが、市内の児童生徒 が同じ負担で同じ品質と安全性を保障された給食 を供することや、施設運営にかかわる財政負担等 を幅広く考慮した結果、将来的には塩原地区も含 めて共同調理場方式に統一する方向で調整をして おります。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- **〇市民福祉部長(田辺 茂君)** 私からは、3項目 めの介護保険改正についてお答えをいたします。
 - ①と③が関係がございますので、一括してお答 え申し上げます。

新予防給付の実施、地域包括支援センターの取り組み状況については、新たなサービスに対応す

るため、生活圏域の設定が必要となりますが、生活圏域を市内10か所に分割し、その圏域ごとに地域包括支援センターの設置を考えております。

現在、これを検討するための運営協議会の設置 と地域包括支援センターの人的充実を図るため、 職員研修に向けた準備を進めているところであり ます。

次に、②のケアマネジャーの関係ですが、ケアマネジャーにケアプランを立ててもらっていた人が、介護予防支援への移行で混乱がないような対策についてでありますが、予防給付、地域支援事業をあわせた総合相談マネジメントといった、介護支援の根幹をなす最も重要な業務を行う地域包括支援センターの早期設置、利用者への十分な説明及びケアマネジャー協議会との連携を行うことにより、混乱が生じないような対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 生活環境部長。
- 〇生活環境部長(相馬 力君) (1)の一般廃棄物 (ごみ)処理基本計画についてのうちの①、②に ついてお答え申し上げます。

今までの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会 経済が、国民の豊かで便利な生活を支えてきた一 方で、さまざまな自然環境の破壊や地球温暖化、 あるいは資源の枯渇などが表面化し、地球環境の 破壊が懸念されております。

こうした状況を踏まえ、ごみの排出を抑制し、 環境への負荷を減らすなどの循環型社会への構築 に向けた取り組みは重要であると理解しておりま す。一般廃棄物処理基本計画につきましては、そ うした基本理念に基づき策定していく考えであり ます。

しかしながら、第2期ごみ処理施設建設が計画 され、3市町の合併協議がなされる中、それぞれ のごみ処理をしていた3つの清掃センターが1つ になり、分別や処理についても統一されることに なります。

ごみ処理の計画については、市民の実際の取り 組みが重要なポイントとなります。そのためには、 分別やごみの出し方などといった実践の理解が不 可欠であると考えております。計画策定に当たり ましては、そうしたことに考慮もしながら進めて まいりたいと考えております。

長期的、総合的視点に立った基本的な事項についてでありますが、環境負荷の少ない循環型の形成に向けて、ごみの減量や資源化の推進、ごみ処理の過程での最適な処理システムを構築することだと考えております。

策定中の一般廃棄物処理基本計画が抜本的改革 にならないおそれがあるが、原因は何かとの質問 ですが、ごみの減量や資源化を推進し、循環型社 会の形成を目指す重要性は十分認識しております。 計画における基本理念や基本方針として位置づけ てまいりたいと考えております。

また、国の廃棄物行政の課題といった観点や住 民の取り組みなども視野に入れながら、検討し策 定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- **○産業観光部長(田代 仁君)** それでは、(仮称)塩原堆肥センターについて、(1)、(2)まとめて答弁したいと思います。

(1)の(仮称)塩原堆肥センターにつきまして は、有機資源であります牛のふん尿や生ごみを原 料に堆肥化する資源リサイクル施設であります。

特に、ふん尿の農地への過剰還元による悪臭や 土壌、地下水などの環境汚染の防止を図るととも に、生ごみの再利用等を推進する施設であります。 計画では、その最大処理能力を1日当たり94.8 t とし、その内訳はふん尿が92.6 t、生ごみが2.2 tとなっております。

この処理能力については、計画書を作成するに 当たり、堆肥センターの利用を希望する農家のふ ん尿量や箒根地区の一般家庭から出るであろうお およその生ごみ量を参考に規模を決定したもので あります。現在、(仮称)塩原堆肥センター運営 準備会において、利用農家の確認や生ごみの受け 入れ方法について具体的な内容を検討をしており ます。

特に、生ごみにつきましては、箒根地区の一般 家庭ごみのほか、公共施設や野菜生産農家から出 る野菜くずなども処理できるかについて、あわせ て検討をしているところでございます。

堆肥の生産量及び販売量のコントロールにつきましては、施設の機能上、対応は可能と考えておりますが、地産地消の観点から、農家での利用を念頭に置いた販売体制を検討しております。

次に、運営コストと利用者負担の考え方については、利用料金や堆肥販売等の収入により運営をしていきたいと考えておりますが、運営準備会の中で、その具体的な管理運営計画等を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 私のほうからは、最後になりますが、広報の配布方法の違いから、申し込み順で受け付けるようなお知らせは市民に不公平となる、何か対策を考えているかとのお尋ねに対してお答えをさせていただきます。

現在、広報なすしおばらの配布は、黒磯地区が 新聞折り込み、西那須野地区及び塩原地区が自治 会を通じて行っているところであります。

広報の編集に当たっては、住む地区により広報 の入手時期に違いがありますことから、できるだ け不公平とならないよう行ってきたところですが、 既に発行された広報の募集記事において、申し込 みが先着順であったものや、申し込み期限が発行 日から数日後であったものが数件ありました。

今後は、情報の入手時期の違いにより、市民に 不公平とならないようにするため、先着順とする 場合は、広報発行日から1週間程度を経過した日 を受け付け日とする。また、申し込み期間を設定 する場合は、広報発行日から1週間程度は経過し た日を設定するなどして対策を講じてまいりたい と考えております。

以上です。

O議長(高久武男君) ここで昼食のため休憩いた します。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時59分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

〇12番(早乙女順子君) では、再質問いたしま

保育園給食については、今回補正予算で出ておりましたので、その点は細かいことは、もうここで打ち切ることにして、やっと那須塩原市全園で、自園調理が可能になるということに対して、あとはその自園調理にして給食の質を高めてもらう、保育のサービスを高めてもらうというところを期待して、これについては、再質問はもういたしません。

ただ、②番目の調理員の配置をどうするかとい うところで、先ほど那須塩原市全体として考えて いくというご答弁がありましたけれども、那須塩 原市全体として考えていくということは、具体的 にどういうことを指しているのか、ちょっと聞か せてください。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) それでは、私から若干申し上げたいと思いますが、議員ご案内のとおり、黒磯では9園ございまして、ここに給食調理員さん9名がおのおの配属をされておりました。塩原町の1園につきましても、給食調理員さん1名が配属をされている。当然のごとく、西那須野にはございませんでしたけれども、今後、職員の異動、あるいはまた採用というふうなものが出てくる可能性もないではないということでございますので、市全体の学校給食共同調理場と、そういったものを含めた中で全体の職員の配置等々について、今後、早急に検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

- O議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) わかりました。要する に市全体として調理員の配置をするということに おいて考えていくということなので、この点もわ かりました。

では次に、保育サービスの質の向上についてというところで、保育をするというところで、今、市立の保育園の中で、一番保育園の中で問題を抱えていることというところ、どういうことなのか。 実際に、この第三者評価を受審しなくても、黒磯の保育園においては自己評価をしているかと思います。そういう中から、どういうことが今見えてきたのか、把握しているでしょうか、聞かせてください。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えをいたしま

す。

保育園における自己評価の中での問題点の把握ということでございますけれども、保育園の職員と保護者との、職員の応対関係ですね。それから、園児の病気やけがの問題、あるいは保育業務における全体的な保健衛生の問題、それから当然給食の問題、それから園の行事など、結構かなりの問題点はあるかと思います。それだけのものを今後総体的に、検討していきたいと思っております。以上でございます。

O議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。

- 〇12番(早乙女順子君) 第三者評価といっても、まず自己評価をしたもの、それを第三者が再点検していくというものが第三者評価になりますので、まず自己評価ができるようでなくてはならないので、黒磯のところで自己評価をなさっていたというふうに聞きました。それを西那須野地区、塩原地区のところでも進めていくということは考えていらっしゃるのかどうか、聞かせてください。
- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- **〇市民福祉部長(田辺 茂君)** 那須塩原市全体の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、次世代育成行動支援計画の中でも、全体的に、平成21年までには、ある程度こういうものについても研究していくと、していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- **〇12番(早乙女順子君)** 自分のところの園を点 検してみるということは、まずなされるべきこと だと思います。

そして、第三者評価については、先ほど県とか 他の自治体の動向を見据えて考えていきたいとい うことだったんですけれども、福祉の分野、特に 評価という部分を、保育の分野ではなくて、高齢者の分野はとても第三者評価、自己評価、それぞれグループホームでしたら、もう既に外部評価が始まっていると思いますけれども、そういう中で、他の施設の動向を見据えてというよりも、いいサービスを提供しているところは積極的に受審するという傾向にありますので、決して自治体の得意とする横並びで受けるか受けないかを決めるのではなくて、うちの園をどういうふうによくしていくかということのために受けるという、そういう姿勢で受審するかどうかは判断していただきたいなというふうに思いますので、そのところだけ、ちょっとそちらの答弁を私なりに訂正してみましたけれども、その考え方はいかがでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- O市民福祉部長(田辺 茂君) 県のガイドライン などを見ますと、評価をするに当たっては、利用 者の意向調査もあわせて行うことが望ましいとさ れております。これをそのまま取り入れることに 対しては、若干の経営者側としての不安もございます。千差万別、あらゆる意見が出てきてしまう と、利用者の本当の真意というものがはかれるの かどうかという問題もございます。

県内で宇都宮などは、いち早く1保育園について受審をしていますね。それらの結果を見ると、効果としてどのようなものがあったかということになりますと、やはり保育内容の質の向上であるとか、もちろん公表した上で、公表されたものを見た市民がどのようにとらえるかという不安はもちろんあった上でのことですけれども、ある面での取り組みの方向性が見えてくる、こういったようなメリットも伝わってきておりますので、そういうことで研究をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 利用者評価ではふだん、 やはり預けているころ、お世話になっているとい う感覚で、なかなか意見が出ないところを利用者 評価ということで吸い上げることができますので、 それも園のほうとしては、ふだん利用者のほうか らどういう、保育園ですから利用者の保護者にな りますけれども、保護者から、どういう意見を持 っているかを聞けてよかったという、きっとそう いう受審をすると、そういうような結果が出ると いうふうに。宇都宮でしたが、モデル事業だと思 いますので、そういう部分のところもきっと受け て、自分の園を冷静に第三者に見てもらえて客観 的に判断できてよかったというふうになると思い ますので、ぜひ研究を進めていただけたらという ふうに思います。

次に、合併後の学校給食の方式についてに移りますけれども、このところで、私も先ほど言いましたように、自校方式というのは、もう本当に食の教育をするにも願ってもない方法だということはお認めになっているようで、そして共同調理場の利点として、多量に仕入れをできるということ、あと衛生面のこともちょっと話していらっしゃいましたけれども、同じ市になったわけですから、多量に仕入れをできるという言い方をした部分の仕入れのところでは、自校方式でしている部分のところでも同じところですので、逆に何かをまとめて買わなければいけないようなときというのは一緒に仕入れるということが、市として仕入れるということはできないんでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) 理論上は可能なんですけれども、日々の献立で自校方式の場合はそれぞれ立てていきますので、実質的には小回りのきく方法でやったほうが実践的だというふうに考え

ていますので、現実そのような取り扱いとなって おります。

- 〇議長(髙久武男君) 12番、早乙女順子君。
- **〇12番(早乙女順子君)** 自校方式のほうが、実 質的に小回りがきくような形でやれることのメリ ットとして、私は地産地消で、この後ちょっと話 そうかと思ったんですけれども、要するに共同購 入をするということではなくて、それぞれの調理 場で、それぞれの食材を調達するといったときに、 地元の野菜を入れるというようなとき、そういう ときには、逆に小回りのきく自校方式のほうが地 産地消で、これからつくる堆肥化センターのとこ ろで資源循環型ということは、堆肥を使った堆肥 で地域の中で生産された農産物を、それを学校給 食の中で使う。そういうことでいろいろと循環が できる。そういうところに組み込むには、学校給 食センターよりも自校方式のほうが組み込みやす い。そして、この自校方式をたまたまやっている ところは塩原。この後、再質問で聞こうと思って いた堆肥センターも塩原。

ということを考えたら、その辺のところで考え たら、自校方式を持続したほうが、いろいろなメ リットがあるのではないかなというふうに思いま す。

経費の面もおっしゃっていましたけれども、経 費の面、そんなに大きな違いがないというふうに は私は理解しているんですけれども、大きな違い がありますか。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) まずは経費の面ですけれども、日々の経費として一番わかりやすいのが人件費なんですけれども、例えば共同調理場の場合、計算しますと1食当たり109円95銭という人件費がかかります。自校方式ですと、小学校の場合、283円63銭、1食当たりです。中学校の場

合、259円6銭というふうな違い。ですから、2 倍以上、3倍近い1食当たりの人件費の差が出て くるというふうな実態となっております。

- 〇議長(髙久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 私は食材費のほうで言 ってしまったので、差は、大した違いはないので はないかなというふうに言ったわけですけれども、 人件費でそれだけ大きな違いがあるということは、 ということは、これもしかしたら、昨日の質疑の ところでやっていた塩原地区の水道ですね。それ がやはり割高になってしまうというようなことで、 合併を行うと、小さな地域、今まで小さな市町村 だったところと大きなところでということですか ら、人件費では、今のような差が出る。大きくす れば、たくさん取り扱えば安くなるというのは、 それはそうだというふうに私も思います。でも、 市町村合併したときに、そういう違いを無視して 統一化するということで本当にいいのでしょうか。 それで、この学校給食を、もしそういう方針の もとで統一するとなったら、ほかの部分のところ も統一されると、小さな地域のところ、小さな自 治体だった地域を合併していたところは、今まで のサービスを提供するのがコスト高なのでという ことで、みんな切り捨てられていってしまうとい うおそれはないのでしょうか。その辺のところを、 考え方として、合併のところで、そういうふうに 効率のところだけで統一してしまっていいのかと いうところの考え方をひとつ聞かせてください。

それと、この学校給食については、懇談会の席で保護者の中から、学校給食、自校方式を存続させてほしいというのが、塩原地区の懇談会の中で出ていたというふうに聞きましたけれども、そのときの答弁は、共英共同調理場の改修に合わせたときが、その1つの、自校方式とそうでないものにする、共同調理方式にするときの分かれ目にな

るのはそのときでしょうというふうなお答えをしていたそうなんですけれども、そのとおりなのか、 それはどういうことで通してしまったのか、その 点ちょっと聞かせてください。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) まず、共英調理場の ときというふうに申し上げた理由なんですけれど も、それはそう申し上げたのは間違いございませ ん。当分の間は、西那須野の共同調理場を改修し て、現在の受配校を変える考え方はありません。

ただ、あとおおむね10年程度で共英共同調理場が相当老朽化してくる。あわせて、塩原地区の小中学校の自校方式による調理場についても老朽化してくるというふうな事情があります。

ですから、共英調理場の改築のときに受配校の 変更を当然検討しなければなりませんし、その時 期までは、現在の塩原地区の自校方式による給食 の提供というのは続くというふうにお話を申し上 げたわけであります。

それから、前段の経費の問題でありますけれども、議員ご指摘のように、食材費、給食費としてお預かりしているものは、全額食材費として子供たちに還元いたしますので、1食当たりにすれば2円ほどの違いしか、共同調理場と、それから自校方式では違いがありません。それは、議員ご指摘のとおりであります。

したがいまして、そういう意味で、父母が負担する金額については2円、年額4,000円程度ですからわずかな違いといえばわずかな違いでありますけれども、しかし、結果として、共同調理場方式にしても自校方式にしても、父母の負担はその程度の差でありますが、市が財政負担をする金額というのは圧倒的に違うわけであります。そのコスト負担の違いといったものは、これからも重要な課題として、絶えず検討をしていかなければな

らない問題だというふうに、教育委員会としては 考えております。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 1市2制度でも、私はある意味いいのかなというふうに思ったこともあるんです。それで、せっかく自校方式を今まで守り続けてきたという部分は、その自校方式のよさというのはしっかと認識なさっている地域なんだろうなというふうに思いました。

今、少しですけれども、センター方式、共同調理場方式から自校方式に変える市町村が出てきております。それはやはり食の教育をするには、自校方式のほうが都合がいいからというようなことでしている市町村もありますし、地産地消にはやはりセンター方式、共同調理場方式よりも自校方式のほうがいい。

それで、波及効果は、いろいろな波及効果とかを考えたら、ある意味、政治的判断をすると高くないというような判断をした首長が、自校方式に、逆に共同調理場方式、センター方式を自校方式に切りかえているというようなところも出てきています。

そういうことを考えたときに、もう少しこれは、 ただ単に統一するということ、共同調理場に統一 するということではなくても、いろいろな方向か ら考えて本当にいいのかを、慎重な判断をなさる ように要望して、今ここでどういうふうにという ことが言われるものは、きっと共同調理場方式に いずれは統一するんですよ以外は言えないでしょ うから、もう少し慎重に検討した上で、もう一度 聞かせていただきたいなというふうに思います。

次に、介護保険の改正についてのほうの質問に 移ります。

新予防給付が始まります。地域包括支援センタ

一も新設されます。それで、先ほど市内10か所に 分割して包括支援センターを配置するということ なんですけれども、10か所というのがどういうと ころに10か所としているのか、それと包括支援セ ンターが、今までの在介センターのような委託な のか、直営でやろうとするのか、それともどこか に委託をする。委託をするとしたら、どんな形で 委託をして、そこの10か所の地域包括支援センタ ーの職員の配置、どのようなメンバーを考えてい る。要するに専門職として社会福祉士とかケアマ ネジャーとか配置するんだと思うんですけれども、 それをどのように考えているのか。

それで、人的に今研修を行っていると言っていましたけれども、どういう方に対して、どのような研修を行っているのか聞かせてください。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 3点ほどご質問を いただきましたけれども、まとめてお答えをいた したいと思います。

まず、委託かどうかということですけれども、 現在の地域型の在宅介護支援センター、10か所に 委託をしたいというふうに考えております。

国の地域包括支援センターの人員配置基準の基本的な考え方によれば、日常生活圏域の推計人口は1万5,000から3万ということで、この基準からいきますと、那須塩原市は11万5,000ですか、4から8か所ということになりますけれども、黒磯地区につきましては、平成12年度からの第1期の高齢者保健福祉計画からまいりまして、7つの公民館地区に在介センターを設置してございます。これが、18年3月の第2期計画の最終までに、目標が達成される予定でございます。

旧西那須野町、西那須野地区については、現行 2つの在介センターがございますし、塩原が1か 所、合わせて10か所、これらの在介センターを委 託という形で、地域包括支援センターに衣がえを していきたいというふうに考えております。

それから、人的な要件ですけれども、いわゆる 相談業務が中心となります社会福祉、あるいは従 来ケアマネがやっていたマネジメントを、今度は 保健師が行うということと、それからケアマネ支 援ということで、市民ケアマネジャーのこの3つ が要件ということで、当面の経過措置はございま すけれども、新予防給付の対象者が、あるいは地 域支援事業の対象者は、来年の18年4月から段階 的に増加していくのではないかというふうに見て おります。しかし、3分野、3名の人員配置基準 は、当面、制度発足開始時点では、そこまでの人 的には過大ではないかといったふうに考えており ます。

そういうことで、ある程度経過措置もございますので、国の示す基準でいきますと、社会福祉士につきましては、福祉事務所の業務経験が5年以上の者、あるいはケアマネジャーの業務経験が3年以上とか、保健師については地域保健などの経験がある看護師、そんなような要件で、ある程度経過措置もございますから、そういったものも総体的に考えて配置計画を立てていきたいというふうに考えています。

それから、研修関係については、ただいま申し上げましたケアマネジャーの協議会の方と相談しながら、そういった方を中心に研修を今後ともやっていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 3種類の専門職を配置 するという部分のところを、当面は置かないよう に、置かなくてもいいように、さっき聞こえてし まったんですけれども、私は3種類の社会福祉士 と主任ケアマネジャーと保健師、経験のある看護

師、それぞれのところから1名ずつ、常勤で必ず 置かれるというような体制でスタートするんだと いうふうに思ったんですけれども、それは違うわ けですか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) 国の構想では当然、 いわゆる人的要件として社会福祉士、あるいは保 健師、主任ケアマネジャーは、包括支援センター の人的要件として必要なものだとされております けれども、10か所の包括支援センターの人的の配 置する、市内でのそれだけの人員配置が果たして 可能かどうかということも考えられますし、ここ へ来て国のほうからの通知で、これまたちょっと 矛盾する話なんですけれども、地域包括支援セン ターは、新予防給付のケアマネジメントの業務、 この業務を外部に委託することができる、こんな ような国の考え方も出てまいりまして、全く本末 転倒という感じがしないでもありませんけれども、 要は、従来ケアマネジャーにしかできなかったマ ネジメントを、ケアマネジャーの資格を持たない 保健師がやるということでの問題点も若干あるか という気もいたしますけれども、こういう業務委 託が許されるということであれば、こういうこと も進んでいくのではないかということも感じてお ります。

以上です。

- O議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) ちょっと私の頭の中でも混乱しているんですけれども、もうそれでなくたって保健師がケアプラン立てられるのかというところだけで、すごく疑問な制度をつくってきているのに、その上、その業務を委託できるというふうになったら、本当に予防、要支援と要介護1の方の七、八割の人は、予防ケアプランを立てるので、その責任はだれが持つことになるんですか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) 包括支援センターの設置義務は市町村ですから、当然そういうことでの問題点は市町村に責任があるというふうに思います。

ですから、包括支援センターの設置に当たっては、先ほども申しましたけれども、運営協議会の設置を考えています。今、準備段階ですけれども、これらの中で何か問題点、あるいはそういう問題が起きたときには、運営協議会の中で十分検討するというような準備をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- 〇12番(早乙女順子君) 今まででもケアプランを立てるという部分、ケアマネジャーの質によって、相当その人がその人らしく生活できるかどうかというのが、ケアマネジャーの質にかかっているわけなんです。

それがこういう形で、本当にきちんとした予防プランが立てられるのかというところで、責任は市町村にあるということですので、そこら辺が不安がありながらスタートするわけですよね。でも、これは2年間の猶予期間があったという、そこの2年間の猶予期間を使わなかったときは、現行どおりのケアマネジャーが立てればよかったということになるんですか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 包括支援センターがケアマネジメントを行うと いうことは、従来いわゆる既設事業所のケアマネ ジャーが行った業務が包括センターに移るという ことですから、その分の業務量が当然減ってしま いますね。

そういったことで、委託できる業務と委託でき

ない業務というのは明確にしているわけですから、 ケアマネジャーが行っていたマネジメントと保健 師が直接行う包括支援センターの中でのマネジメ ントの質の差というのは、現段階で何とも申し上 げられませんが、猶予期間を置かずに、来年3月 に開所する在宅介護支援センターも含めて、10か 所で委託をしてやっていきたいというのが考え方 でございます。

以上です。

- O議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 何かきちんとしたケア プランが立てられるかどうかも、今のご答弁では、 何か私すこぐ不安なんです。移行するということ での、高齢者に対してなじみのケアマネジャーで なくなる場合もある。逆に委託してなじみのケア マネジャーのところに委託するということが可能 になるというふうにとってもよろしいんでしょう か、それが1つ。

それとあと地域包括支援センターは、高齢者虐待防止という部分のところも大きく担うわけなんですけれども、そこまで担い切れるようには、即、すぐにはなりそうにはないですね。なりますか。期待してもいいでしょうか。その辺聞かせてください。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 ただいま早乙女議員が申されたように、ケアマネジャーの中には、やはり当然、今まで要介護者、あるいは要支援の方とかかわりを持ってきて、いわゆるケアマネジメントの研修を受けたマネジャーがケアプランをつくっていたわけです。それが、ケアマネジャーの資格を求められない保健師が、果たして新予防給付、あるいは地域支援事業のケアプランができるのかという疑問点があるという話は、いろいろな方面から漏れ伝わってはきてい

ることは事実でございます。

しかし、制度が発足して、法律まで改正されて、 来年4月にはスタートするわけですから、当然そういったことで実態に合わせたように延長、猶予期間を置かずに法律の施行に合わせた事業実施を予定をしているわけですから、十分内部研修あるいは外部との連絡協調を図りながら、実施に向けて努力していきたいというふうに考えております。 以上です。

> [「高齢者虐待防止ができるかどうか」と 言う人あり]

〇市民福祉部長(田辺 茂君) そうですね、虐待 の話。

新しく介護保険の中に、社会福祉の業務として、 虐待防止なども、あるいは成年後見制度に似たよ うなものですね。権利擁護事業ですね。これらの 業務もできてくるということで、これは当然研修 等を通じて、そういったものができるように努め ていくべきだというふうに考えております。 以上です。

- O議長(髙久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 地域包括支援センターに、高齢者虐待防止も業務の1つに入れたということではありますけれども、成年後見制度とか、そういうような部分もありますけれども、実際に虐待が起きているという部分のところへの支援をするとき、そこの方、地域包括支援センターの職員が支援をするときに、実際に法律的に何の権限もないですよね。児童虐待でしたら児童虐待防止法、DVでしたら防止法ができていて、何らかの形で、ただそこに駆けつけるというだけでは解決に結びつきませんので、法的にも何らかの権限とかがないと、個人のうちに入り込むというのはとても大変。

そういうところで、この地域包括支援センター

が虐待防止という部分のところには、私はそんな に、ほかの児童虐待とか何かのところよりは劣る だろうなというふうに思うんです。

そういうものも含めて、ケアプランを先ほど立てるというところにおいても、きっと予防給付のほうに移行する高齢者というのは相当混乱すると思うんです。地域包括支援センターの運営に関する責任は市だというふうに。そこで何かがあったときには、実際にどこに行ってだれに解決に向けてつき合って、寄り添って、解決に向けてもらえる場所になるのか。地域包括支援センターがだめだったとき、どこに相談に行って解決に結びつけてもらえるものなのか、そこの部署をちょっと教えてください。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 那須塩原市の高齢福祉課内には、いわゆる地域型ではなく、基幹型の在宅介護支援センターがあります。当然、業務の内容は地域包括支援センターへと移るわけですけれども、市町村が設置することでございますから、その中でそういった解決できない問題があれば、当然それは市の基幹型在宅介護支援センターを持つ那須塩原市の高齢福祉担当が相談を受けることになると思います。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) この予防給付が始まってから、きっといろいろな相談が私のところにも入ってくると思うんですけれども、ではそれはそちらのほうの、基幹型の今までの在介センターの職員が対応してくれる、市が責任を持ってくれるということで、そちらに向けるということで対応したいというふうに思いますので、しっかりとそこは混乱のないように、地域包括支援センターを支えていただきたいなというふうに思います。

高齢者虐待のおそれがあるような事例というのも結構ありますので、その辺のところも、地域包括支援センターがスタートして、予防給付のほうの対応だけで手いっぱいでできないというような場合のときでも、基幹型の支援センターのほうが対応するということになるわけでしょうから、きちんとした体制でその辺のところは臨んでいただきたいなというふうに思います。4月からですので、それまでの準備期間が今から何か月間かありますので、今言ったようなおそれがないような準備を進めていただきたいなというふうに思います。

時間がなくなりますので、本当でしたら、この ごみ処理基本計画のところをきちんとやりたいん ですけれども、時間が中途半端ですので、このご み処理基本計画に関するものと堆肥センターに関 するところでの幾つかの考え方、私の持っている 考え方と市のほうで行おうとしているところが、 ちょっと違うなというふうに思うところを、何点 かお聞きしたいと思います。

まず、最終処分場についてですけれども、広域 事務組合の最終処分場の利用の考え方は明確にす るということは控えさせていただくということで わかりましたけれども、那須塩原としてはどうい うふうなことを考えてどういうことを望んでいる のかということだけ、那須塩原市としての考え方 だけを聞かせてください。

あと堆肥センターのところで、先ほど堆肥の生産量と販売量のコスト、販売量のコントロールが可能だというふうに言われましたけれども、そのような部分のところを、根拠になるような計画というのはできているものなのかどうか聞かせてください。

それとあと施設管理運営のコストのところで、 先ほど、私がこれ聞き違えたんでしたら、訂正し ていただきたいんですけれども、要するに酪農家 が酪農排せつ物を処理してもらうために利用する 利用料と、それとできた堆肥を販売する販売料で、 その辺のところで施設の管理運営にかかるコスト というのは賄うということで基本的に運営するん だという考え方で行っているというふうに理解し てよろしいんでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(相馬 力君) 最終処分場についての那須塩原市としての基本的な考え方ということですが、黒羽のグリーンオアシスについては、那須塩原市としましては今までのとおり、旧西那須野、あるいは旧塩原については、今までどおり処分をしていきたいというふうに考えております。これは、実際に広域の中で、事務レベルですけれども生活環境部会といったところで、グリーンオアシスの今後の処分量の関係で、延命的な部分というものも今後考えられるので、どうしていくかというような検討はなされております。そういった中では、ぜひとも西那須野と塩原については、今までどおり処分をしていきたいという中で、事務レベルとしてはそういう話の中で、基本的には会議がなされております。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- ○産業観光部長(田代 仁君) それでは、第1点の生産量と販売量のコントロールの件でございますが、実質、この施設の1日の堆肥のできる量につきましては、約23 t を堆肥の計画量としております。

その中で、実質、当初の計画ですが、この計画に参加している畜産農家の数につきまして、約53戸の農家が、この計画に当初、参加を希望をしている農家でございます。その中で、酪農家が58%、和牛農家が約14%の率で、この参加の希望を出しております。その中の家畜の頭数ですが、約

2,800ぐらいの頭数で出ております。

年間、要するにこの家畜の頭数で出る量と、その畜産農家が自分の飼料畑に散布する量と、あと 耕種農家が年間使う量とを計算しますと、耕種農家と畜産農家が使う堆肥の量として、若干は計算上は足らないような、できる量から計算になります。

参考までですが、畜産農家の飼料畑に必要な堆肥については、適正な施肥基準量ですが、春の那須塩原市の作物体系でいいますと、トウモロコシ、デントコーンを刈った後に、秋、乾燥系のイタリアン等を播種するわけなんですけれども、そのときに反当たり約3 t ぐらいの施肥量を基準として出しております。来年の春先、そのイタリアン等を刈った後のデントコーンをまくときに、約3 t から4 t の反当たりの施肥量になります。あと耕種農家の水田等の適量の施肥量については、約10 反当たり1 t ないし2 t ぐらいの基準量になっている。そこら辺から計算しますと、畜産農家、それと耕種農家で使う堆肥の量を年間で十分に賄えると、このように考えております。

それと、運営コストでございますが、これにつきましての、一応ふん尿の搬入料につきましては、トン当たり約1,100円で、当時計画段階で計算しております。それで、そのふん尿を堆肥にした場合の畜産農家が買い取る値段を、1 t 約1,000円で計算をしております。そのほか耕種農家、野菜農家の販売については、乾燥の度合いによって2段階に分けた計算にしておりまして、水分調整が50%の場合はトン当たり5,000円、それ以外の乾燥堆肥にしては約6,000円、これで年間の販売を決めて、収支的には、これだけの計算では赤字になるわけなんですけれども、そのほか堆肥の散布量、堆肥の運賃等、そこら辺を計算しますと、約とんとんの計算になっております。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 数字上、計画上はとんとんになっているから、きっとこのプラントの計画が補助事業として通ったんだというふうに思いますけれども、そのときに本当にこの堆肥が、製品の安定化したものになるかどうかという部分のところにかかっているのではないかなというふうに思うんですけれども、良質な堆肥を生産するためには、その原料となるもの、原料を何にするかということが、結構大きなウエートを占めております。

そのときに、ここの計算としては、一部箒根地 区などの家庭用の生ごみと、それと酪農廃棄物お が粉、という部分のところなんですけれども、こ の辺のブレンドの仕方とかプラントの内容によっ て、製品の安定化につながらないということはな いんですよね。

要するに、製品の安定化につながらないということに、耕種農家が買ってくれないということになって、堆肥がそのまま残っていってしまうということになって、運営コストが高くなってしまって、処理利用料が高くなってしまうということになってしまっては、今度は利用する酪農家がいなくなってしまうということになってしまうので、そういうおそれはないですよね。その原料を何にするか、良質な堆肥が生産できるかという部分のところまで考えた上での計算であるというふうにとらえてよろしいですか。

- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- ○産業観光部長(田代 仁君) この施設の内容と おりで、若干触れたいと思いますが、一応この施 設の副資材の主なものは、戻し堆肥を副資材の主 として考えています。それプラスおがを、一応副 資材として計画をしております。その中にも、戻

し堆肥を主に考えております。

それで、この施設の工程ですが、簡単に申しま すと、農家が畜産ふん尿を投入した場合、投入し た時点で固形物と液体に分離をします。それで、 液体については貯留槽のほうへ回しまして、その 固形物が約25日間の切り返し等によってでき上が った堆肥を乾燥室へ通します。乾燥室で約8日間 乾燥しまして、そのできた堆肥が、最初は全部戻 し堆肥に使用されます。その戻し堆肥を使うのが、 最初に申しました固形物と液体に分離した液体の 貯留槽のほうへ入りまして、その液体の副資材と 生ごみの副資材に戻し堆肥が使われるようになり ます。それで、今度最終的に液体と戻し堆肥を利 用したものが、1次発酵で約25日間発酵させまし て、それが2次発酵のほうへ行きます。それで 120日間発酵されまして、最終的には約23.3 t、 約23 t の堆肥になるという状況になっております ので、ただ一番心配なのは、この発酵温度等によ って雑菌、または雑草等の種子がというような問 題も出てくるわけなんですけれども、実質塩原で、 これより規模は小さいんですけれども、酪農家へ お話を聞いてみますと、最高で発酵温度は90度ぐ らい上がるということなものですから、実質70度 から80度の温度が上がれば、種子等は死滅すると いうふうに言われていますので、そこら辺は問題 ないというようなお話を聞いております。

ですから、そういう状況なものですから、耕種 農家としても、使うのにはそれほど問題はないと 思います。ただ、幾らかの問題は出てくると思い ますが、そこら辺は今後耕種農家等に説明して、 この堆肥を利用するような形で進めていきたいと。 以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) この堆肥センターに税 金を注ぎ込んで運営をしなければならないとか、

利用者が減って補助金を返さなければならないような状態になるということは避けられるというふうに考えてよろしいのかどうか。私はそこが、ただただ心配です。

それと、あとこれは資源循環型社会をつくるために、こういうような堆肥化ということもしていますので、学校給食の生ごみを入れるという考え方もおありのようなので、ここの堆肥を使って耕種農家でつくられた野菜などを学校給食に入れるという部分のところも、もちろん図の中では、そういうような説明図でいえば、ぐるっと農産物が使われるというふうに書いてありますので、そうすると、実際に箒根地区の生ごみだけではなくて学校給食も考えているということですので、資源循環型の社会を、循環を回すということになったら、ここでつくられた農産物は学校給食に入れるということも考えていらっしゃるんだなと。そうでないと、これ循環しませんから、それだけを聞かせてください、考えているかどうか。

- ○議長(高久武男君) 答弁を求めます。 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) 地産地消の研究、実践というのは、もう既に取り組んでいるわけですので、そちらのほうの検討の課題としてはもう既に上がっておりますので、検討をしていきたいというふうに思っております。
- ○議長(高久武男君) 以上、12番、早乙女順子君 の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 松 原 勇 君

〇議長(髙久武男君) 次に、31番、松原勇君。

[31番 松原 勇君登壇]

○31番(松原 勇君) 議席31番、松原勇であり

ます。

今回は2問につきましてご質問を申し上げます。 まず、新庁舎建設基金条例の制定についてお伺 いをするものであります。

「人と自然がふれあう那須塩原市」をキャッチフレーズに新市が誕生し、自然と共生する町、快適で健やかに安心して暮らせる社会づくり、豊かな心と文化をはぐくむ町、また活力を創出する産業観光づくりなどの7項目を基本方向とし、新市建設に向けて発進をいたしました。1市2町の異なった歴史的背景と地理的条件、長年なれ親しんだ行政施策がありますから、まだまだ市民の共通理解と協働の歩調をとるまでには、かなりの時間と試行錯誤が必要であると思います。

このような観点から、市長の公約の1つである 住民との対話集会は、時宜を得たものであり高く 評価するところであります。

さて、新市建設の基本方針の中において、公共 的施設の総合整備方針がありますが、その中で既 存施設の有効活用と財政事情等を考慮して、適正 な施設の整備に努めると記されております。特に、 将来の新庁舎の位置は、那須塩原駅周辺とすると 明記されております。この点について時期は記さ れておりませんが、広く市民の関心と期待の声が 聞こえるところであります。

去る6月定例議会で市長の答弁では、10年ぐらいは既存の庁舎で対応できるものと考えているとの答弁でしたが、私の見る範囲、聞く状況からは、かなりの無理があるように感じます。本所と支所の混在、建物の狭隘、事務室によっては空調設備がうまく作動していないなど、職員のやる気や健康管理にも問題があるのではないかと危惧しておりますが、これらについてどのような状況にあるのかについてお伺いをいたします。

また、10年ぐらいは現状維持で大丈夫ではない

かということで工夫をしたり、忍耐があればしの げるでしょうが、待ってくれないのが有限の土地 であります。庁舎の位置は明確でありますから、 この見通しについてお伺いをいたします。

現在、新市の長期振興計画の策定中とのことでありますから、その中で検討されているものと思いますが、ハード事業の取り組みはまず心の準備、次いで財源の確保であります。この市民の関心の高いハード事業を推進し実現をするために、新庁舎建設基金条例の制定を早期に取り組むべきと思いますが、市長の所見をお伺いをいたします。

次に、高齢者の公共施設使用料の免除について であります。

世界一の長寿社会を背景に、我が国においては、 少子高齢化は国家的重要な課題であります。ご多 分に漏れず、我が市においても、高齢者や障害者 への福祉の充実とサービス機能については、バリ アフリー化や自立支援、療養体制等の方策が施さ れ、福祉優先の市といっても過言ではありません。

高齢になり体調を崩し、あるいは身体に障害を受け、病院や老健施設に入院、また入所している方がたくさんおります。入所したくともベッドが空かず、待機している方もたくさんおります。入院、入所にはかなりの医療給付費がかかります。在宅介護が原則ではありますが、介護するご家族の方々は大変なご苦労をしているのが現実であります。

さて、健常者への福祉サービスや支援体制になると、いささか配慮が足らないのではないかと思います。介護保険料や国民健康保険税を支払っているが、その恩恵を受ける機会は極めて少ないという元気老人もたくさんおります。

新市建設の基本方針の中で、生きがいを持って 健康に暮らせる環境づくりを進めると記されてお ります。お互いに支え合い、励まし合って生きて いるうちは、健康でいようと老人クラブを組織し 連合会を形成して、目的達成のため各種事業を開 催しております。あるいは、長年培った趣味の会 など、スポーツや文化活動を行っている元気老人 もたくさんおります。

こうした人たちが、公共施設を利用する場合、 会場使用料の減免はあるが、使用料金を支払うこ とになってしまったと。年に1度か2度の負担で あれば、それほど苦にならないが、週に一、二回 の練習、あるいは交流試合があるから負担金が容 易でないという声が日増しに聞こえてきます。

現在、本市の高齢者は何%ですか。また、人口にすると何人になっているのでしょうか。そのうち健常者はどのくらいですか。お伺いをいたします。

高齢者がいろいろなサークルに加入し、生きがいを享受して、いつまでも元気老人であるためにも、市も健常者福祉に心を寄せるべきと思います。長い人生の中で、地域に、社会に貢献をしてこられた人たちであります。主にスポーツに関する施設でありますので、完全無料化として健康に留意しつつ人生を楽しんでいただく。これまさに、安心と安らぎの社会づくりだと思いますが、担当部局のお考えをお尋ねいたします。

以上であります。

O議長(高久武男君) 31番、松原勇君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 31番、松原勇議員の市政一 般質問にお答えをいたします。

まず新庁舎建設基金条例の制定についてでございます。

新庁舎の建設につきましては、現下の社会経済 状況にかんがみ、慎重に対応すべきということが、 私の基本的な考え方であります。

現在のところ、この建設に関しては、全く白紙であります。しかしながら、新庁舎の建設は、新市建設計画に盛り込まれておる事業であり、合併特例債の関係から、今後10年を目途に目鼻をつけていかなければならない問題でもあります。

したがいまして、この方向づけにつきましては、これから那須塩原市の市政運営の指針として策定をしていく総合計画の中で、多くの方々のご意見を聞きながら決めてまいりたいと思っております。

お尋ねの土地の問題、さらには基金を含めた財源の問題等につきましては、この方向性が出てからの検討となるものと考えております。

なお、本庁機能を有する黒磯庁舎に関しまして、何点かご指摘がございました。確かに、黒磯庁舎につきましては手狭感はありますが、それでも業務に支障があったり、職員の士気や健康に影響を及ぼしているとは考えておりません。ただ、東庁舎につきましては、多少冷暖房がききにくい状況にありましたので、改善を加えたところでございます。

このほかにつきましては、教育部長より答弁を いたさせます。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) それでは、高齢者の 公共施設使用料について答弁をいたします。

初めに、高齢者率、人口、健常者数についてお 答えをいたします。

平成17年3月末現在、65歳以上の高齢者率は 16.4%、人口は1万8,869人、そのうち要介護者 を除く健常者ということにしたいと思うんですが、 要介護者を除く健常者は1万6,337人であります。

次に、高齢者のスポーツ施設利用を完全無料化 にできないかとのご質問にお答えをいたします。 現在、市及び教育委員会が主催または共催している大会や教室の開催については、体育施設使用料を全額免除しています。また、65歳以上の高齢者の場合には、2分の1免除をしています。使用料は行政サービスの受益者から、その受益の範囲内で行政サービスの対価としていただいているものであります。負担の公平、応益負担を原則としていますので、完全無料化については困難があります。

しかし、高齢者がいろいろなサークルに加入して生きがいを享受し、いつまでも元気でいるということは大変重要なことと考えておりますので、教育委員会といたしましては、各公民館、各生涯スポーツセンターやスポーツ団体と連携し、高齢者のスポーツを通した健康づくり事業などの主催事業を計画して、健康に留意した安心と安らぎの社会づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長(高久武男君) ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

31番、松原勇君。

○31番(松原 勇君) ただいまの第1問の新庁 舎建設の基金条例でございますが、市長の答弁で は、目下のところは白紙であるということでござ いますが、私も今この時点でこの話題を出すとい うことは早計かなと思って質問させていただいて おります。

しかしながら、こうした大きな事業に取り組む ためには、やはりそれなりの時間のゆとり、それ から方向性、そして特に新市の市長であります栗 川市長の将来のビジョンというものを、しっかり そういったものを確立をさせながら取り組んでい く必要があるのかなと、そういうことで、まずは その基金条例を制定して、そして年度ごとの余裕、 あるいはまた心がけた基金を少しずつでも積み上 げて、そして自主財源を確保していくと。そうい う体制を整えていけば近い将来、今期は無理にし ても、来期の栗川市長の時期には、もう建てる環 境になってくるのではないかな、私はそう思って おるわけでありますが、そういう意味で、やはり 基金の条例をつくって、少しずつでも財源を確保 して体制を整えていくという考え方が、最も必要 なのかなと。

かつて私も西那須におった当時、建設委員になって、今ある西那須野庁舎をやらせていただいて、いろいろとアイデアも提供してきましたから、いろいろと愛着も残っておるわけであります。

特に、今全く白紙だということでございますが、 一番私が心配するのは、そうした財源ももちろん でありますが、もう一つには駅周辺の西区の整備 が終わった。北区も間もなく終わる、そういう状 況になったときに、駅周辺ということが位置づけ を、合併協議の中でされておるわけでありますか ら、その適切な土地がなくなってしまうのではな いか。周辺でなくて、10年後なんていうことにな ったら遠隔地になってしまうのではないかと、そ んな心配もするものですから、やはりこの問題に ついては早い時期から取り組み、そしていろいろ と情報をいただきながら取り組んでいくべきなの ではないかなと思うわけでありますが、現在白紙 でも、これは具体的にはいいのでありますが、市 長のこの将来のビジョンといいますか構想、これ らについて、今の心境でどう考えているのか、も う一度その部分についてお話をお伺いしたいと思 います。

〇議長(髙久武男君) 市長。

○市長(栗川 仁君) 現時点においては、先ほど答弁したように白紙ということでございますけれども、これから先の問題ということでございますけれども、当然財源を確保するという意味では、もう基金を設置していかなければならないと。特例債があろうとなかろうとにかかわらず、基本的な財源は必要だということでございますので、基金の積み立てというものにつきましては、先ほど申し上げましたように、総合計画を立てる中で基金計画も立てていきたいなというふうに考えております。

さらに、土地の問題でございますけれども、土地の問題につきましては、当分合併協議の中で駅周辺ということで、周辺がどこの範囲までが周辺かということになりますと、なかなか限定しづらいわけでもございますけれども、当分、土地というものは有限的なものでございますので、それら等につきましても、この計画とあわせながら検討をしていかなければならないのかなというふうに認識をするところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 31番、松原勇君。
- ○31番(松原 勇君) 現在、支所方式をとって、この庁舎が本庁舎として、あるいはまた黒磯の支所として活用されておるわけでありますが、できる範囲内での庁舎の有効活用を図っている現実を見ておりまして、今回の質問の中でも狭隘とか、あるいはまた混在なんていう言葉もあえて使わせていただいたのでありますが。

と申しますことは、今、きょうの前段での質問 の中でも、西那須野庁舎の使用の話が出ておりま した。かつての一般質問の中でも出ておりました。 あるいは庁舎の、これらの施設の有効活用を図っ て、そして事務の能率、あるいは地域住民の理解 や協力参加が得られるようにしてほしいという意 味も含めながら、西那須野庁舎の有効活用という ことを言われておるわけでありますが、私はここ で申し上げたいのでありますが、確かにこの庁舎 でもやっていける、当分は大丈夫だということで は大丈夫なんでございましょうが、せっかくある 施設でありますから、それを有効に活用するため には、支所方式から一部分庁舎方式も視野に入れ た中で考えていただくことも大切なことではない かなと。

これは、職員の配置、あるいはまたそれぞれの施設の住民サービス、そういう点から考えていきますと、市長部局でない部局の分散ということも配慮に入れて、今後の、その新庁舎が建設されるまでの間、時限がわかりませんけれども、そうした分庁舎方式も視野に入れて考えるべきだと思うのでありますが、この点についてはいかがでございましょうか。

〇議長(高久武男君) 企画部長。

○企画部長(松下 昇君) 山本議員にもお答えしましたように、究極的には、抜本的に組織を見直すという段階にありまして、フリーハンドでよりサービスが向上できる、かつ経費節減等もできる、そういう体制づくりを検討していきますので、その中にあって、いろいろな手法が考えられる。今ご提案がありました分庁舎方式というあり方も、フリーハンドで考えるということになれば、当然そのことも視野に入れてというふうになると思います。

その中で考えさせていただきますので、この時 点で分庁舎を前提にとか、そういう形で物を考え ていくということでなくて、あらゆる方策を考え て、よりよいものを早期に考えて打ち立てていき たいというふうに思っています。

その中にあって、西那須の庁舎のあいている部 分のあり方も、当然に考えの中に組み込まさって くるというふうに考えております。

〇議長(高久武男君) 31番、松原勇君。

○31番(松原 勇君) 今回の合併を機にいろいると、今回の車座座談会においても地域の声がたくさん聞かれたようでございますから、出ていたのではないかなと思いますが、本庁舎オンリーでの職員の配置、あるいはまた体制づくりということで現在進んでおりますと、どうしても対等合併ではなくて、何だ黒磯に向かってしまったのではないのかというような住民の声もないわけではありません。

そういったものを少しでもやわらげながら理解をいただいて、新市建設に協力をしていただく、 そういうことで考えていきますと、閑古鳥が鳴くような西那須野庁舎ではなくて、やはりそれを有効活用して、そして西那須地域あるいは塩原を含めると5万有余の人口が向こうにもおるわけでありますから、そうした人口配置のことも配慮しながら、これからフリーハンドの検討の中で、ぜひとも分庁舎方式という形、あるいはまたそれに類似したもので地域の配慮もしていただきたいなと、そんなふうに思います。

最後には要望でございますが、市長からも先ほど、ご答弁をちょうだいしましたが、まずは自己資金の確保ということが基本でありますし、そういう時期に向けて当然来る時代でありますから、ぜひとも新庁舎がなるべく早い時期に、住民の拠点として、新市建設の拠点として、すばらしい新市の庁舎が建設に向かって、一歩でも半歩でも前進できるように期待をいたしたいと思います。

次に、2番目の高齢者の公共施設の利用、無料

化でございますが、ここで高齢者という表現を使いましたが、定年退職以上の60歳以上の方々、こういう方々が、今非常にスポーツを通して、あるいは文化活動を通して活動が活発に行われております。健常者がいつまでも健常でいられるようにするためには、そうした仲間づくりの大切さ、あるいはお互いに励まし合ったり協力し合って、お互いの人生がより有意義な人生として送れるようにということで、こうした方々は日々グラウンドゴルフや、あるいはその他のスポーツ、あるいは文化活動をやっております。

会場によっては、無料のところと有料のところがあるわけであります。特に、有料の会場を使わなければならないような周辺の高齢者のグループ、この方々が、よそで無料なのに、私たちが使うところは有料になってしまう。これでは公平ではないのではないかということが言われるわけでありますが、現在本市において、有料と無料の施設が何か所、どのような状況になっているのか、その現況についてお伺いをいたします。

- 〇議長(高久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) 具体的な数字よりということではないんですけれども、基本的には公民館施設は無料となっております。それから、スポーツ施設は基本的に有料となっております。唯一例外は、東小屋の運動場です。東小屋の運動場だけは、スポーツ施設条例に入っておりますけれども、事実上、東那須野の公民館のグラウンドに近い運用をしておりますので、公民館の施設は無料という原則に従って、そちらのほうは無料というふうな扱いとなっております。

以上です。

- ○議長(髙久武男君) 31番、松原勇君。
- ○31番(松原 勇君) 西那須野のにしなすの運動公園は有料だと思うんですが、これはどうなん

でしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) にしなすの運動公園 も有料です。
- 〇議長(高久武男君) 31番、松原勇君。
- ○31番(松原 勇君) 西那須地域で言うと、そのにしなすの公園を使う場合、あるいはまた三島のグラウンドを使う場合に有料、それ以外のコミュニティーの広場を使っている方々は無料だと。こういうようなことで公平性を欠いているということが言われているのが、今回の私のお尋ねをしたり、配慮していただけないかということの根拠になったわけでありますが、これらの有料のところも、そうした高齢者の健常者に対しては無料とするというふうなことを考えてはどうかと。

老健施設や、あるいはまた入所していて医療給付事業で、それらを受けている方々の、その該当する料金というんですか、医療費、医療給付費等からすれば、この高齢者の健常者の方々が使う料金の比率からすれば非常に低い料金で済むのではないのかと。そういうことも含めて、健常者への配慮ということなんですが、そういう配慮の中での、この無料化ということについてはどう解釈をしているのでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 教育部長。
- ○教育部長(干本木武則君) 先ほど主催事業としてやっていきたいという答弁を申し上げましたけれども、その主催事業の中身なんですけれども、例えばもう既に週何回かそういった施設を使って定例的に利用されている団体があろうかと思いますが、実はそういう団体の方の活動を見ていますと、がむしゃらになさっている、あるいはひたすらになさっている。過ぎたるは及ばざるがごとしということわざがありますけれども、スポーツ活動にも、やはり科学的な知識というんですか、健

康に対する知識、そういったものも勉強してもらいたいと、実は思っていたわけです。

そういうふうな勉強の機会といったものを必ず 受けていただく。そういう科学的な知識と、それ から日々の実践活動によって健康が維持されると いうふうに考えますので、既に活動をなさってい る団体には、ぜひそういうふうな健康に関する講 座といったものを、市が主催事業というような形 で開いたところに参加していただく。

それから、今お話が出ましたように、グラウンドゴルフやゲートボールといった種目に相当偏っているという部分があります。体育指導員さんなどに頑張っていただきまして、それ以外の軽スポーツ、あるいはスポーツ、レクリエーション、そういったグループもどしどし高齢者のグループを育成していきたい。そういうふうなグループも主催事業として、その後日々の実践活動に移っていくわけですので、同様にやはり毎年健康づくりにかかわる学習活動もやっていただきたい。そういう学習活動と実践活動をセットにした主催化事業といったものをイメージしています。そういうふうな骨格で、スポーツ振興会のほうが、今事業の立案をしております。

そういった形の中で、健康づくり事業の中で、 ふだんから活動されている皆様の実質的なスポー ツ施設の無料化といったものを図っていきたいと いうふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 31番、松原勇君。
- ○31番(松原 勇君) ぜひこの高齢者の活動、特に健常者がいつまでも健常でいられることが最も幸せに通じるところでありますので、今後とも最大限の配慮をしていただくように希望を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(高久武男君) 以上で31番、松原勇君の市 政一般質問は終了いたしました。

----- ♦ -----

◇ 眞 壁 俊 郎 君

- O議長(高久武男君) 次に、3番、眞壁俊郎君。 [3番 眞壁俊郎君登壇]
- ○3番(眞壁俊郎君) どうも皆様こんにちは。議 席ナンバー3番、眞壁俊郎でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。

21世紀に入り、私たちは、歴史的な大転換期を 迎えております。国際的には、アメリカひとり勝 ちの模様の世界情勢にEUの体制拡大、中国での 急速な経済成長、イラク、パレスチナ問題の深刻 化、日朝、日韓、日中問題など、世界経済のグロ ーバル化と民族紛争やテロの拡大など困難な状況 に直面しており、国連改革による国連を中心とし た民主主義と平和、連帯の新時代が、世界の各国 の人々の協力と強い意志に基づいて築かれる歴史 を迎えております。

このような中で、国内では、失われた10年という言葉が示すように、最近では産業界の一部に回復傾向が見えつつあるとはいえ、依然としてデフレ基調であり、景気回復も遅々として進まず、勤労者や中小自営業者など、大変厳しい状況に苦しんでおり、一方、IT、バイオ、ナノテクノロジーなどを中心とした生産性の向上という目標達成のため、経済社会構造を改革し、再び経済の成長を取り戻すことが緊急の課題となっています。

そのためには、少子高齢化時代を迎え、従来の 社会経済システムから、地方分権や経済的規制の 緩和、情報公開など、一刻も早く真の意味での透 明で公正な社会システムへの転換を果たすことが 求められております。

特に、日本が抱える21世紀に入っての課題は、活力ある地域社会の実現です。過疎や中心市街地の空洞化を解決し、市内どこに住んでもゆとりと豊かさが実感でき、各地域で個性のある文化と産業、商業、観光機能を持ち、那須塩原市最大の資源であるかけがえのない緑、土地の保全、農業、林業の推進により、安心して暮らせるバランスのとれた地域づくりが、これからの市政の課題だと考えております。

また、それらを実現し得るような政治、行政の 仕組みに変革していくことが、今最も重要になっ ております。とりわけ、制度疲労に陥った中央集 権型行政システムから、自治体と住民の創意工夫 による地方分権型行政システムへの転換の一刻も 早い確立と、透明で公正な社会の実現が不可欠で あり、そうした点に立った取り組みを強化してい くことが必要であります。

そのような中で、郵政民営化法案が参議院で否決されたことを理由に衆議院が解散、選挙となりました。そして今、まさに、激しい選挙戦をしている真っただ中であります。

日本は、世界でも類を見ない少子高齢化時代を 迎え、待ったなしでこれからの日本の方向性を決 めなければならない、大変重要なときであります。 郵政民営化の是非だけでなく、年金、医療、介護、 子育てなどの社会保障制度、日中、日韓、日朝間 などの外交政策、そして1,000兆円を超える赤字 の財政改革、地球の温暖化防止などの環境政策、 これから私たちの子供、孫の世代が安心して暮ら せる持続可能な社会の実現を目指すために、大変 重要な選挙でございます。これからの日本を託す ために、どの政党に、どの人に投票するか、しっ かり見定めていただき、棄権のないよう投票をお 願いしたいと思います。 前段が若干長くなりましたが、那須塩原市議会 議員として、初めての質問の場ということで、那 須塩原市議会議員として、那須塩原市の市政に対 する私の考えの一端を述べさせていただきました。 それでは、通告いたしました質問について述べ させていただきます。

県道大田原・高林線沿線の土地利用構想につい て質問いたします。

那須塩原市には、緑豊かな大自然がたくさん残っています。この自然を後世に引き継ぐことが、 現代に生きる我々住民の責務だと思います。

新市誕生により、那須塩原駅から高林に通じる 県道は、市のメーン道路となりました。また、仮 称黒磯インターチェンジが平成20年予定で完成す ると、沿線の土地の利用価値が大きく増加すると 思います。この地域の土地の利用をどのように考 えているかお伺いいたします。

また、県道大田原・高林線沿線の土地の利用規制については、どのように考えているかお伺いいたします。

続いて、2番目の東那須産業団地の活用について質問いたします。

経済のグローバル化が進行する中での産業の振 興につきましては、景気回復とともに、県内への 企業の地域立地が少し増加してきています。

その中で、高度先端技術を持つ企業の誘致が競争になっている現状であります。地方交付税が事実上破綻している今日、財政的に自立するためには、法人関係税収を大幅にふやすことが重要課題であります。東那須産業団地につきましては、一日も早く活用することが重要と考えます。

東那須産業団地は昨年名称を変更したが、どのような理由か。また、製造業以外の立地についてどのように考えているか。那須塩原市の将来と地域活性化のためには、この団地を早急にうまく利

用することが重要と考えるが、最も有効な使い方 は何だと考えているかお伺いいたします。

続いて、3番目の職員の勤務条件について質問 いたします。

今年1月1日、栃木県内で初めてとなる合併に より那須塩原市が誕生し、総合支所方式という形 で合併をいたしましたが、職員の勤務条件、労働 条件については、調整するのが大変難しい問題だ ったと思います。

また近年、長時間労働により過労死、精神的病気の増加が社会問題化しています。労働時間の適正な把握については、労働基準法において、労働時間、休日、深夜業などについて規定を設けていることから、使用者は労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有していることは明らかであります。

合併により3市町職員の給与や勤務条件が整理 されたことにより、不公平が生じていないか。昇 給昇格で年齢間格差が生じていないか伺います。

続いて、職員の平均年次休暇付与日数と平均取 得日数は何日か。年次休暇が余り取得できていな いのはなぜだと考えるか伺います。

続いて、民間企業において近年、超過時間外手 当の未払い事例が発生し遡及清算をしているとこ ろがあるが、市は労働時間の適正な管理について はどのようにしているか。また、各課個人の時間 外数の最高と最低について伺います。

最後になりますが、管理職の超過勤務、休日出 勤に手当を支給しているか伺います。

1回目の質問を終了いたします。

○議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君の質問に 対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

〇市長(栗川 仁君) 3番、眞壁俊郎議員の市政

一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、東那須野産業団地の活用についてお答えをいたします。

初めに、名称変更に関するご質問でございますが、県の企業誘致方針が、多様な優良企業の誘致を図る方向に見直され、既にほかの工業団地でも、流通産業や通信産業、商業系施設、企業、事務所等々も積極的に受け入れているという実情から、実態に合う名称に変更したということでございます。

次に、製造業以外の企業立地についてでございますが、この団地は旧黒磯市が県に要望いたしまして、製造業や研究施設の立地を想定して造成されたものでございます。

しかし、企業の海外移転などにより、国内工業 団地への進出企業が減少している現状から、製造 業にこだわることなく多様な優良企業の受け入れ が必要だと考えております。

この工業団地の最も有効的な使い方は何かというご質問でございますが、私といたしましては、 この地域の特性と時代の流れに合い、雇用が促進 され、地域活性化につながるような企業の立地が 望ましいものと考えております。

このほかにつきましては、企画部長、総務部長 から答弁をいたさせます。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- **○企画部長(松下 昇君)** 私のほうからは、1番目の県道大田原・高林線沿線の土地利用についてお答えをいたします。

県道大田原・高林線は、塩原温泉や板室温泉などへ向かう観光客や多くの市民が利用する大変重要な道路でありますが、平成20年とされる仮称黒磯インターチェンジの供用開始に伴い、観光客等が飛躍的に増加し、周辺の土地利用の形態も変化してくることが予想されます。

特に、インターチェンジ周辺につきましては、 他地域の例にも見られますように、無秩序な開発 や派手な看板、建築物の乱立など、大変好ましく ない状況になることが懸念されるところでありま す。

こうしたことから、庁内におきましては、土地 利用関係各課の職員によります検討チームを設置 し、土地利用現況の把握、計画地域の範囲の特定、 今後考えられる都市的土地利用から何を守ってい くのか。さらには、建築物や広告物など、何をど こまで制限すべきかなど、さまざまな検証を行っ ているところであります。

インターチェンジ開設による経済的効果を見込む民間企業等の動きにも対応できるよう、平成18年度中を目途として、周辺地域における土地利用の誘導方針を示す計画を策定し、土地利用関係法令の適用や規制条例の制定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 次に、総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) それでは、職員の勤務 条件につきまして、4点ほどご質問をいただきま した。

まず、勤務条件につきましては、合併のすり合わせにより調整を図り、条例、規則等を制定しておりますので、不公平感、そういったものはないというふうに感じております。

給与につきましては、3市町間におきまして異なる運用がなされておりました。4月から、その格差を解消するための給料の調整を行っているところであります。

また、行政職、高年齢層の昇格についての格差 是正、これにつきましては、今年度中に検討をし、 来年4月から調整してまいりたいというふうに考 えております。 続きまして2番目でございますが、平成16年度 の平均年次有給休暇付与日数、これは市長部局の 一般職で39日というふうになっております。平均 取得日数は7.8日でございます。

取得できない理由といったものがございましたが、これを推察いたしますと、平成16年度におきましては、合併のすり合わせ作業がございました。例年より事務量が多かったことが、最大の要因であろうというふうに考えているところであります。

それから、時間外勤務についてのご質問がございました。この時間外勤務は、時間外等勤務命令簿といったものがございまして、これにより適正に管理をしているところでございます。平成17年4月から7月までの職員1人当たりの平均時間外勤務時間の合計が、一番多い所属で214時間というふうになっております。また、一番少ない所属では3時間というところがございました。個人別で見ますと、最高が356時間、最低がゼロ時間、ゼロということになっております。

この時間外勤務につきましては、合併による事務のすり合わせがまだまだ終了していないものがございます。こういったことから、通常よりは多くなっておるわけでございますけれども、今後すり合わせの進捗に従い減少するものと思われます。また現在、行財政改革推進本部におきまして、行財政改革プランを検討しておりまして、組織の見直し等とあわせ、適正な労働時間の管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、管理職員につきましての管理職手当が 支給されているか否かというご質問がございました。

管理職手当が管理職には支給されておりますので、時間外勤務手当の支給は対象になっておりません。ただし、災害対応のように緊急を要して休日等に出勤をした場合には、管理職員特別勤務手

当という制度がございまして、これを支給することになっております。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- O3番(眞壁俊郎君) それでは、再質問をさせて いただきたいと思います。

規制関係でございますが、大田原・高林線沿線の土地の利用の関係でございますが、規制について今考えているというような、ちょっとお話がありました。

県道大田原・高林線につきましては、天皇陛下 や皇族が行幸の際、利用しているロイヤルロード であります。現在は、沿線の土地利用につきまし ては制限がほとんどないと聞いております。モー テル街やパチンコ、団地など、中心地区に好まし くない開発が進むおそれはないか。また、法的な 規制について考えているのか、お伺いいたします。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 先ほどもご答弁申し上 げましたように、現在問題点、課題を各部の担当 職員が集まりまして、現地等を見たりしながら洗 い出しをしている作業中でありますので、こうい う点とこういう点をこのようにしますというのは、 もう少し時間がかかるかと思いますが、先ほど申 しましたように、18年度中にはしっかりまとめて いきたいということで、きょうの時点で規制条例 をつくるといっても、このものをつくるとかとい うような体制のお話はちょっとできかねますので、 ご了承願いたいと思います。
- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 田園や都市に残っている美しい風景や景観を守って、行政とその地域の住民が手を携えまして、美しい景観と豊かな緑の形成を促進していくための景観法が、平成16年12月17日から施行されているのはご存じかと思いますが、

那須塩原市として、この景観法に基づき、景観計 画の策定や景観地区を定める計画があるのかお伺 いしたいと思います。

- O議長(高久武男君) 答弁を求めます。 企画部長。
- **〇企画部長(松下 昇君)** お答えいたします。

これにつきましても、当然景観法についても所管部で検討課題にしておりますので、これをまたあそこに、このようにというような形のは、まだ発表できるような段階でもございませんので、当然今ご指摘いただいた法律につきましては、私も1度会議に出ていますけれども、その中でも話題になっておりましたし、十分検討の対象になってくるということで、方向性はちょっとまだ出ておりませんので、先ほどと同じように、ちょっときょうの時点では答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 緑を守ることは、まさに市の責務だと思っております。一度、自然を壊してしまいますと、もとには本当に戻りません。また、戻すには、本当に長い歳月がかかります。ぜひ那須塩原市の財産である美しい自然、また景観を、地域の人たちと手を携えて、後世に残されるような土地の利用と開発、また市長が所信表明でお話ししているように、人と自然が触れ合う安らぎのまち那須塩原市の建設をお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

東那須野産業団地の活用についてでございますが、先ほど製造業でないところも考えているというような市長さんのお話がありました。また、雇用、地域の活性化を考えるということでございます。どんな産業、またどんな企業を誘致したいのか、お伺いしたいと思います。

〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。

O産業観光部長(田代 仁君) まだその件では具体的な答弁はできないわけですけれども、考えとしましては、製造業以外に商業系の施設等も考えていきたいと、先ほど市長が答弁しましたが、商業系の施設につきましては、雇用関係の拡大は相当図られるように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) それでは、全員協議会の中で何社か引き合いがあるということでしたが、なかなか呼ぶのは難しいというようなお話だったんですが、どこの企業というのは非常に難しいと思いますが、どんな企業が来ているのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- O産業観光部長(田代 仁君) 県の企業局のお話 によりますと、県の企業局のほうへは商業系が数 社、そのほか運送業関係が1社、現在そのような 問い合わせが来ているということは聞いておりま す。

以上であります。

- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 相手方もあると思いますので、大変難しい質問になるかと思いますが、相手方はどの程度進出に積極的なのか。また、市としては、相手の企業にどの程度、積極的に誘致をかけているのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- O産業観光部長(田代 仁君) 最初の企業の積極 的なということにつきましては、県の企業局のお 話によりますと、商業系の現在来ている企業につ きましては、相当この地方に進出したい計画を持 っているようでございます。

〔発言する人あり〕

○産業観光部長(田代 仁君) なかなか難しい質

問なんですけれども、先ほど市長のほうで答弁しましたように、雇用が促進されまして、地域が活性化するような企業の中の商業系等の施設があれば、多いに歓迎したいというような考えを持っております。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- **○3番(眞壁俊郎君)** わかりました。積極的にかけたいというようなお話かと思っております。

なかなか難しい問題でございますので、私から はちょっと希望的な感想を申し上げたいと思いま す。

那須塩原市につきましては、県北最大の都市となったことから、県北の地域の中心となる、そんなような施設をぜひ誘致していただきたいなと思っております。

東那須野産業団地につきましては、私はかなり 前から思い入れがありまして、毎日通っている道 でございます。どんな企業がいつ来るのか、心待 ちにしておりましたので、市の財源、また雇用の 確保など、那須塩原市の将来と地域活性化のため に、早期に那須塩原市民にとって最良策を考えて いただくことをお願いしまして、次の質問に入り たいと思います。

職員の勤務条件につきましてでございますが、 合併により給料とか条件が不公平はないというようなお話があったんですが、実際に給料ですか、 例えば旧黒磯、塩原で15年勤務した方が、本当に同じ給料なのかどうか。また、一般職と現業という職があるかと思いますが、特に現業職につきましては、現在かなり格差があるというようなお話がありましたが、まさに本当に不公平がないのかどうか、もう一度お伺いいたします。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- 〇総務部長(君島 寛君) もう一度私の答弁を確

認させていただきたいと思いますが、勤務条件等については合併のすり合わせによる調整を行って、 条例、規則等を制定して臨んできておりますので、 これについて不公平はないというふうに申し上げ たかと。

ただし給与につきましては、3市町、給与の等級が違っておりました。西那須、塩原が8級制、黒磯市が9級制を導入しておりまして、これの調整、これはなかなか難しいものがございました。今現在、これを行っているという状況にございます。いろいろな形での調整を行いまして、現在最大で2号を目途に調整をさせていただいているという状況にございます。

それから、行政職と技能労務職の差ということでございましたが、これについては採用当時の、給料表のものが違いますので、多少そこに差はあるといったものは、これは事実でございますけれども、技能労務職につきましても勤務年数等々そういっものを勘案しながら、現在調整をさせていただいているという状況にございます。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 給与の調整につきましては 最大2号までというような形で今お話があったか と思うんですが、2号で、本当に同じ年の方、同 じような多分仕事をやっていたと思うんですが、 この辺が解消、本当にできるのかどうか、もう一 度ちょっと確認したいと思います。
- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) おおむねこの2号の範囲の中の調整で、きれいに整理ができるであろうというふうに考えております。
- O議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) はい、わかりました。では その件に関しては了解いたしました。

続きまして、休暇の関係でございますが、7日ですか、39日休暇がありまして、7.8日取得でございます。

民間企業もたくさん、いろいろあると思いますが、39日あるうちの7.8日しかとっていないという状況は、大変私は少ないと思っております。職員に対しまして、休暇のとりやすいような対策、また指導などは実施しているのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 年間の平均の休暇の取得日数でございますけれども、確かに16年、15年、14年を比較をしてみますと、若干減っている傾向にございます。先ほど申し上げましたのは、平均で7.8日ということでございました。

県内の状況をちょっと見ますと、多いところでは14日というふうな平均の取得日数があるところの市町村があるということでございますが、なお私どものほうでも、やはり業務の内容等々も十分に勘案をしながら、付与しました休暇、この取得の利用、そういったものについて利用、休暇の利用については、十分に所属の課長等々を通して徹底をさせていきたいというふうに考えております。以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 今、所属の課長という話だったんですが、できれば具体的に夏休みを連休でとるとか、そういう形のことを、やはりやっていただかなければ、非常にとりづらいのではないかと思います。

また、取りやすいようにというような形の中では、やはり管理職の方みずから休んでいただきまして、とっていただかないと、なかなか下のほうはとれないのかなと、このように思っておりますので、ここにつきましてはとりやすいような指導、

また対策につきまして、ぜひとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、年次休暇がこのように少ないということ でございますが、日曜日の行事などに半日勤務し た場合、今振り替え休日の制度があると思います が、年次休暇がとれない原因の1つと考えられて おりますが、市としてはどのような考えを持って おりますか。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 土日の行事に関して参加をした、あるいは出勤をした職員の対応としましては、平日に代休制度というふうなものがございます。

こういったものを含めて健康管理、そういった 観点から十分に休暇をとってくれというふうな形 での、文書等でのやはり通知は出しておりますけ れども、この辺のところはさらに徹底をさせて、 健康管理等々にも十分配慮した形で職員が臨める ように、これからも努力をしてまいりたいと考え ております。

- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) これちょっと話になるんですが、振り替えもできないで、超過手当も請求しなかったという話がちょっと耳に入りましたが、その辺の管理についてどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 私ども那須塩原市におきましては時間外勤務手当、これは制限を設けているものではございません。請求をしていただいたものについては、すべて支給をしているという状況にございます。

今、眞壁議員からお話がございました内容については、ちょっと把握しておりませんけれども、

仮にそういったものがあったということであれば、 これは是正をしなければならないというふうに考 えております。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) わかりました。

それで、労働時間の管理につきまして、ちょっ と再質問をさせていただきます。

先ほど命令により適正に管理しているというようなお話がありましたが、厚生労働省から、労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずるべき措置に関する基準についてが出されていますが、その中で、使用者は労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業、就業時刻を確認し、これを記録すること。使用者が始業、就業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。ア、使用者がみずから現認、現場を見るということになりますか、を確認し記録すること、イ、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し記録することとあるが、しっかりこのことができているのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(高久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 厚労省関係の通達ということでございましたが、始業に関しましては、おのおのの職場の管理職がおりますので、私どものほうのシステムとしましては、出勤簿というふうなもので管理をしているところであります。

これは、朝出勤をしまして、1人1人の職員が 印鑑をその出勤簿に押印をするというふうなシス テムをとっております。以前はタイムカードの管 理をしておりましたが、これは廃止をしていると いう状況にございます。

それから、就業時間ということでございますが、 通常やはり5時15分までは、管理職もきちんと在 席をしております。その後の時間外勤務手当の管理ということになりましたときには、あくまでも時間外勤務といいますのは命令ということでございますので、この辺のところは、この命令と、それから自己申告というふうな形のものをあわせた形で管理をさせていただいているという状況にございます。

以上でございます。

[「ICカード」と言う人あり]

- ○総務部長(君島 寛君) それから、I Cカード 等については、今のところ導入はしておりません。 ご理解をいただきたいと思います。
- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 今、就業に関して、命令等 自己申告制というような話がありましたが、5時 以降、大変多くの職員が残っているのを私も拝見 しております。

勝手に時間外勤務なり、勝手に仕事をするということは、執行部のほうでどのように考えているのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(高久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 先ほど申し上げました とおり、勝手に1人1人の職員が時間外労働をしているという状況にはないというふうなものはご理解いただきたいと思います。あくまでも各部署、課長さん方にきちんと報告をして命令を受け、それで勤務に入ると、これが前提ということでございますので、これが崩れますと、こういった職員1人1人の管理、そういったものが崩れてしまうということでございますので、この辺のところはご理解をいただきたいというふうに思います。
- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) はい、わかりました。私も サラリーマンでございまして、当社で、ちょっと 恥ずかしい部分があるんですが、労働基準局のほ

うで当社に入られまして、まさにサービス残業の 指摘を受けまして、かなりの金額を個人的に清算 しております。

勝手にやっているということで、命令という形、 うちも当然なかったわけでございますが、その部 分においては、しっかり2年分に関して清算して おります。

やはり本当の労働時間というのは、命令ができるんだったらそれで結構なんですが、実際に命令を本当にしているのかどうかというのが、非常にあいまいなところが多分あるかと思うんですが、その辺のこれからの管理について、主観的ではなくて客観的に管理をしていかないと、基本的には大変労働時間に関しては難しい管理になると思います。私の企業においては、今パソコンを立ち上げまして、何時から何時までいるということがしっかりわかるわけでございます。

そういうことをしっかり管理するというのが1 つの手かなと私は思っていますので、ぜひその辺 どのように考えているのか、1つだけお伺いした いと思います。

- 〇議長(高久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 議員からご提案がありましたパソコン、そういった電子機器による管理、これも1つの方策であろうというふうに思います。現在、私どものほうといたしましては、現在の方向について継続をさせていただきながら、将来そういった機器類の活用、そういったものが可能なのかどうか、それについてもやはり研究をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) ぜひとも客観的な管理をお願いしたいと思います。

また近年、長時間労働による過労死、また精神

的病気が増加していると思っております。現在、 那須塩原市におきまして、そういう精神的病気に かかっている方は何人ぐらいいるのか、お伺いし たいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 過労死ということでございますが、那須塩原市あるいは3市町におきまして、過労死による死亡、そういった事例は私もちょっと把握はしておりません。

ただし現在、精神的な病に陥っている職員が何 人か出てきております。これについては、以前か ら黒磯はやっておりましたが、メンタルヘルスケ アというふうなもので、専門の方を委嘱申し上げ まして、職員のそういったケアを今現在行ってい るという状況にあります。

やはり勤務にちょっとなじめなくなってしまうというふうな場合があるんですけれども、これについては1か月あるいは2か月といったもので自宅で休養をとっていただいて、また復帰をしていただくというふうな形での対応を今図っているところであります。

なお一層、このメンタルヘルスケアにつきましては、充実をさせてまいりたいというふうに考えております。

- O議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) まさに今メンタルの話が出ましたが、メンタルにかかりますと、本当に一生を棒に振るというような状況かと私は思っております。やはりこの辺は、ぜひ管理をする面からも、労働時間だけではなくて、いろいろな意味での労働条件、そういうところをしっかり見ていただきたいと、このように思います。

また、先ほども車座談議ですか、今回4月から 実施していくというようなところで、部長、課長 さんは管理職だからいいかと思いますが、やはり 地域の職をやっている方で、多分地域にくっついてくるんだと思いますが、その方たちが、本当に労働時間がまた長くなるというような形が発生するのではないかと、ちょっと危惧しております。

先ほど各課と各個人につきまして、超過労働時間ですか、かなり格差があったかと思うんですが、この辺の格差の解消についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 確かに私から申し上げました時間、格差がございます。幾つかのやはり要因申し上げましたが、1つとしては、やはり合併のすり合わせ、これに大きな要因があったんだろうというふうに思いますが。

それとまたもう一方、やはり探っていかなければならないものとしましては、各課、各係の業務量、それから事務分掌でございますかね。そういったものについて、やはりきちっとした精査が必要なんであろうというふうに思っております。その辺のところは係長、補佐、課長、所管の係職員の、やはり業務の量といいますか、そういったものを十分に把握できるわけですから、その中で業務の配分、そういったものもやはり管理職としてはきちんとした形で仕分けをしていただくというふうなものも1つの方法であろうと思っておりますし、根本的にやはりどうしようもないというふうなものについては、これはやはり改善をしていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 今、係の中でというようなお話がありましたが、実際に箇所としまして、片や214時間、片や3時間、この格差は、まさに仕事のバランスの悪さだと私は思っているんですが、こういうところの本当に格差をしっかりやらない

と、本当に公平な職というか、ならないと思うんですが、この辺はどのように感じていますか。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 平均で申し上げました ので、こういった非常に大きな格差が出てまいり ましたが、3時間といいますのは、やはり保育園 等々、これは時間外勤務、そういったものがない ところもございます。平均して全部あるところと いうことではございませんので、部署、部署によっては全くないというところもございますし、あるところに関しては、やはりこういう数字が出てきてしまうということでございますので、この辺のところはやはり職員の管理、そういったものを十分に徹底をさせていきたいなというふうに思っております。
- 〇議長(高久武男君) 3番、眞壁俊郎君。
- ○3番(眞壁俊郎君) 職員の管理と今言われましたが、やはり職員の管理だけでは基本的に難しい部分があるのかなと私は思っておりますので、ぜひとも執行部の強い意思を持ちまして、やはり総合支所方式というような形の中でも、多分いろいろなこれから格差が出てくるんだろうと私は思っておりますので、やはりみんながしっかり均平化できるような、そういう職場にしなければいけないのだろうと思っております。

最後にちょっとお願いというような形になりますが、いまだに仕事を長くやればいいというような職員の考え方やモラルを持っている人もたくさんいると思いますので、一概に管理ができていないとは言えませんが、労働組合という組織がありますので、ぜひしっかり職員との話し合いを持っていただいて、しっかりした管理をしていただきたいと思います。

また、合併により、市民へのサービスを公平、 公正に執行することはもちろんでありますが、職 員の労働条件につきましても、なるべく早く公正、 公平になるように業務の執行に当たられまして、 市民、職員が合併してよかったと言えるような那 須塩原市をつくっていただくことをお願いしまし て、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長(高久武男君) 以上で、3番、眞壁俊郎君 の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時27分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 泉 富士夫 君

- O議長(高久武男君) 次に、8番、東泉富士夫君。 [8番 東泉富士夫君登壇]
- ○8番(東泉富士夫君) 議席番号8番、東泉富士 夫でございます。

それでは、通告制によりまして、3点について ご質問をいたします。

本日最後の一般質問となりましたが、よろしく お願いをしたいと思います。

まず第1点目、井口交差点の安全対策について。 今日の車社会における道路の整備は、各自治体 においても重要な課題として着実に整備が進めら れている。道路によっては中央分離帯に樹木が整 然と植えられて、環境美化にも役立っているもの と思います。しかし、交差点の周辺によっては、 その樹木が障害となって交通事故になりかねない 場所も見受けられます。その1つが、地方主要道路西那須野・那須線と折戸・西那須野線が交差している井口の交差点が考えられます。

深夜から早朝にかけて、折戸・西那須野線が赤の点滅となり、大鷹の湯方面から来た車が見えにくく、スピードも出ており、地域の方を初め多くの人が大変危険を感じております。交差点周辺の樹木を取り除くことは可能かどうか、また今後の安全対策についてお伺いいたします。

次に2点目、八汐橋の欄干の高さ基準は適しているか。

塩原温泉地区にかかる八汐橋は、観光の名所となる橋の1つでありますが、安全性が大変懸念されます。それは、歩道から欄干の高さが90cmにも満たず、さらに冬期間における除雪の際には、歩道に雪がたまり凍結し滑りやすく、児童生徒、地域住民を初め、観光客の方々にもしものことがあってはと、大変懸念されます。

八汐橋の欄干の高さは基準に適しているか、また、今後の安全対策はどのように考えているかお 伺いいたします。

3点目、公共施設のアスベスト実態把握と対策 について。

現在まで多くの建物にアスベストが使われてきたことについて、今、大変大きな社会問題になっていることは事実でございます。そして今、アスベストの健康被害が大きな問題となり、被害の実態把握が急務となっておりますので、本市の公共施設の実態把握と対策についてお伺いいたします。

- (1)保育所、幼稚園、小学校、中学校の実態調査はどのようになっているか。
- (2) そのほかの公共施設の実態調査はどのようになっているか。
- (3) 今後問題が発生した場合の安全対策はどのように考えているか。

以上の点についてご質問いたします。

O議長(高久武男君) 8番、東泉富士夫君の質問 に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 8番、東泉富士夫議員の市 政一般質問にお答えをいたします。

私からは、公共施設のアスベスト実態把握と対 策についてということでご答弁をさせていただき ます。

まず、1につきましては、あわせてお答えをい たします。

本市の公共施設にかかわるアスベストの実態把握の状況については、現在平成8年度にアスベスト全面使用禁止という規制基準が設定されておりますので、それ以前に建築されたすべての施設について調査し、リストアップをしたところであります。

現時点での件数でございますけれども、675棟でございます。今後、このリストをもとに、設計図書等及び目視により、使用の有無を確認する作業を進めてまいります。目視等によっても判断がつかないときには、専門家の業者に分析を依頼し確認を行いたいと思います。

分析の進捗状況にもよりますが、11月の下旬を 目途として、この実態把握を進めたいと考えてお ります。

3番目の、問題が発生した場合の対策ですが、 アスベストの状況に応じ適切な措置を行い、安全 確保に努めてまいりたいと考えております。

以上のほかにつきましては、建設部長にご答弁 をいたさせます。

- 〇議長(高久武男君) 建設部長。
- ○建設部長(君島富夫君) それでは、私のほうから、1番と2番につきましてお答えをさせていた

だきます。

まず1番の、井口の交差点の安全対策でございます。

交差点周辺の樹木を取り除くことにつきましては、個人の所有地であるということから難しいとは考えております。ただし、道路上に出ております枝等で交通安全上支障があれば、伐採をお願いしておるところでございます。

また、中央分離帯等の樹木につきましては、視 界を遮ることのないよう管理について県に要望し てまいりたいと、このように思っております。

次に、八汐橋の欄干の高さ基準についてお答え を申し上げます。

ご質問の八汐橋は、昭和42年に完成し、現在主要地方道下塩原・矢板線の起点部となっております。県大田原土木事務所が管理する道路でございます

施工当時の欄干の高さの設計基準につきましては、歩道等の路面より90cmが基準と、標準となっており、現況での高さ90cmは確保されているため、当時の設計基準を満たしておったわけですが、現在の標準的な高さは、歩道面から1.1mとなっておりますので、安全対策の一環として、これらの高さの改築を県に要望してまいります。

また、除雪の際には、歩道に雪がたまり凍結し 滑りやすいということでございますが、除雪には 歩道に雪を押し上げたままではなく、歩道利用者 の安全確保のため残雪の処理を行うよう、これも 県に要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 8番、東泉富士夫君。
- ○8番(東泉富士夫君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の井口の交差点の安全対策については、これは県のほうに要望をしていくという

ことでございますが、ぜひできましたら、その前 に現場のほうを見ていただければと、このように 考えております。

この点については、非常に私は近所に住んでいるものですから、大体1日、最低2回は行ったり来たりしているもので、夜の場合は、大きい車の場合は非常にわかるんですが、西那須方面から上がってきた場合、これはやはり夜ですからかなりスピードが出ています。

そういったあれでは、恐らく相当の方が、毎日 のように危険を感じていると、このように思って おりますので、どうかこの点よろしくお願いした いと思います。

この点については、やはり万が一のことを考えますと、生命にかかわる問題でございますので、できる限り県のほうに強い要望をしていただき、安全対策の実施を強く要望しておきたい、このように思います。

それから、2点目の八汐橋の欄干の高さ、これはただいまご答弁をいただきまして、これも県の土木事務所に要望をしていくということで、当時は現在の90cmで基準を満たしていると。現在の基準は110cmということでございます。

現在、私も、あそこはかなり地域の方から今まで、特に真冬になりますと、もうかなり言われてきました。以前にも、旧塩原町時代にも言ったことがありますが、検討していくということで、大変その話であったことが現在まで来てしまったと、こんな感じでございます。

実際あの橋、相当温泉、観光地でございます。 そういったあれで、除雪した場合には相当の雪が あそこに重なって凍結すると、もう立っただけで、 自分から前のほうに行ってしまうのではないかと いうぐらい、大変、そんな思いです。恐らく地域 の方は、皆さんだれもがそう思っていると思いま す。これは大変地域の方の強い強い、もう以前からの要望でございますので、この件についても、やはり万が一のことを考えますと、もう大変な生命にかかわる問題でございますので、できれば何らかの形で早急に安全対策を実施していただきたい、強く県のほうに要望していただきたい、このように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、3点目の公共施設のアスベスト実態 把握と対策について、これは今、市長さんのほう からご答弁をいただきまして、平成8年以降です か、2008年ですね、675棟ということで今、お話 をいただいたところでございますが、この点につ きましては、本当に乳幼児を初め児童生徒に係る 問題でございますので、万全の体制でよろしくお 願いをしたいと、このように思っております。

今後の対策についてもご答弁をいただいたところでございますが、とにかく安全対策を、非常に 重要な課題でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、本日の下野新聞の中でご承知かと思いますが、既存の建物でもアスベスト規制、国交省部会が検討と、このように出ておりました。この新聞、この点について、このような内容がきょうの新聞に出ております。

国土交通省の社会資本整備審議会のアスベスト 対策部会は、5日初会合を開き、既存建物のアス ベスト(石綿)使用を法的に規制していく方向で 一致したと。部会で国交省側は、建築基準法を改 正し、アスベストの使用禁止を明記することを提 案。これにより、同改築時に建物全体からアスベ ストの除去が義務づけられる。飛散が心配される 危険、有害な建物に対し必要な措置をとるよう勧 告できると説明したと、このように載っています。

ただ、その後に、アスベスト除去独自の融資制

度、これは秋田県の知事がこのようにコメント、 秋田県の寺田知事は5日、アスベスト(石綿)除 去対策で県独自の低利融資制度を設け、9月県議 会に予算案を提出することを明らかにした。寺田 知事は、民間事業者のアスベスト除去対策に多額 の費用がかかり、民間事業者が融資を受けやすく し、できるだけ速やかに除去してほしいと話した と。このように、大変アスベスト問題については、 社会的に大きな重要な課題として今上がってまい りました。

そこで再質問になりますが、これは市長さんにちょっとお伺いしたいと思いますが、アスベスト (石綿)による健康被害が広がる中、住宅やビルにアスベストが使われているかどうかの検査依頼が、全国の分析機関に殺到しており、中にはふだんの100倍近い依頼が舞い込むところもあると言われております。

そのようなことを考えると、今後市民の不安解消のため電話相談窓口、例えばアスベスト110番というようなものを早期開設することも、今後私は大変重要な課題ではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議長(髙久武男君) 総務部長。

○総務部長(君島 寛君) それでは、私から、ちょっとかわりまして申しわけございませんが、庁内に現在アスベスト問題関係部課長会議といったものが設置されております。これは既に8月8日、8月26日に、この関係部課長会議を開催をしたところであります。

先ほど市長が申し上げました675棟のアスベスト関係が使われているかどうか、この公共施設等々の数字、これにつきましてもこの関係部課長会議の中から、こういった数字が出てまいりました

この中で、いろいろな関係の窓口の統一を図ろ

うということで、健康被害につきましては、市内 にございます3つの保健センター、これを通して、 県のセンターがございます。県北健康福祉センタ ーというのが大田原にございますけれども、そち らのほうにつないでいただくと。

それから、大気汚染防止法に基づく特定粉じん、 それから排出等作業に関することにつきましては 生活環境部、黒磯支所の環境課、西那須野支所の 生活環境課、それから塩原支所の生活環境課、こ れが窓口となるという形にいたしました。

それから、建築物、建材等については、建設部の建設課が窓口となって、栃木県の土木部住宅課、 それから住宅相談所というのがございますので、 こちらのほうにつないでいただこうというふうな 形で設定をさせていただきました。

そのほか労働者の健康診断、労災補償制度、それから労災の補償制度並びに建築物の解体等にかかわる、この労働安全衛生関係でございますが、こういったものについては産業部が窓口となってつないでいただこうと、こういうふうな形での一応整理をさせていただいたところであります。

なお、アスベスト分析の受け付けということで ございますけれども、相談は建築課、こちらのほ うで一応受け付けをさせていただいて、現在市内 に分析の機関が1社ございます。そちらのほうに つないでいただくという形で、一応内部調整を図 ったところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 8番、東泉富士夫君。
- ○8番(東泉富士夫君) ただいまご答弁をいただいたところでございます。大変、もう既にその調査、また対応策を県北福祉センター、また環境課、建設課等々、体制、その安全対策を整えているということでございますが、恐らくこれから、まだこの問題は、今まで大変危険なものであるという

ことはあっても、市民はほとんどわからなかったというのが現状で、ここに来て一気に、その大変な環境、健康被害があるんだということがわかって、これから恐らく相当、市民の方も不安というものが出てくるんだと思います。

今、既にもう那須塩原市においては、その体制 準備が整っているということでございますが、恐 らくそういったあれができましたら、こういった いろいろな広報等にも、そういったことをぜひ周 知をしていただいて、できれば、これは恐らく一 般家庭でも相当のものが建築物の中に使われてい ると、このように思いますので、できましたら、 さらにそこへつけ加えて、私が今申したようなア スベスト110番というようなものを、ぜひ今後ま た前向きに検討していただきたい、このように思 います。大変にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(高久武男君) 以上で8番、東泉富士夫君 の市政一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長(高久武男君) 以上で、本日の議事日程は 全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。 ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時48分